

山口市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

改定版

令和7年3月

山口県山口市

目次

Ⅰ章 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

1 地域の概況	
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	1
(2) 過疎の状況	2
(3) 社会経済的発展の方向.....	3
2 人口及び産業の推移と動向	
(1) 人口の推移と動向.....	4
(2) 産業構造、各産業別の現況と今後の動向.....	5
3 行財政の状況	
(1) 行政の現況と動向.....	7
(2) 財政の現況と動向.....	7
(3) 施設整備水準の現況と動向.....	8
4 持続的発展の基本方針	
(1) 計画策定の背景.....	9
(2) 基本的な方向性.....	11
5 地域の持続的発展のための基本目標.....	14
6 計画の達成状況の評価に関する事項.....	14
7 計画期間	14
8 公共施設等総合管理計画との整合	
(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	14
(2) 本計画との整合性について.....	15

Ⅱ章 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点.....	16
(2) その対策	17
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	18
2 産業の振興	
(1) 現況と問題点.....	19
(2) その対策	21
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	26
3 地域における情報化	
(1) 現況と問題点.....	28
(2) その対策	28
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	29
4 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点.....	30
(2) その対策	30

(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	34
5 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点.....	35
(2) その対策	36
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	38
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点.....	39
(2) その対策	39
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	41
7 医療の確保	
(1) 現況と問題点.....	42
(2) その対策	42
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	43
8 教育の振興	
(1) 現況と問題点.....	44
(2) その対策	44
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	47
9 集落の整備	
(1) 現況と問題点.....	48
(2) その対策	48
(3) 計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	48
10 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点.....	49
(2) その対策	49
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	50
11 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点.....	51
(2) その対策	51
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	51
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分.....	52

第1章 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

本市においては、旧徳地町（平成 17 年 10 月 1 日合併）、旧秋穂町（平成 17 年 10 月 1 日合併）及び旧阿東町（平成 22 年 1 月 16 日合併）の区域が過疎地域に指定されています。本市の概況は、次のとおりです。

1 地域の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

過疎地域の地勢は、山地 83.9%、丘陵地 7.2%、平地 8.9%と大部分を山地で占め、徳地・阿東地域は中国山地の西端に当たり、1,040mの高岳山を始め、900m前後の山々に囲まれ、総じて急峻です。また秋穂地域は瀬戸内海に面した温暖な農漁村地帯です。

気候は、北から南へ、内陸山間部気候域から瀬戸内海沿岸気候域へと地域差があり、年間平均気温は 16℃前後で、年間降雨量は 2,000mm 前後となっています。

② 歴史的条件

徳地地域は、中世に入り、1186 年（文治 2 年）に周防国が奈良東大寺再建のための知行国として、東大寺大勧進「俊乗房重源上人」の管理下に置かれ、「得地保」と呼ばれて東大寺造営用材の主要採集地とされており、ここから佐波川を利用して多くの建築用材が奈良に送られました。「徳地」の名は、平安末期、関白「九条兼実」の知行地となり、直接の管理者である九条家の得分の地という意味から「得地」の名が生まれ、南北朝時代から「徳地」を美称として用いるようになり、一般的には慶長末期頃から使われるようになりました。その後、明治 22 年の市町村制の施行により、出雲村、八坂村、柚野村、島地村、串村となり、昭和 30 年 4 月町村合併促進法に基づき、この 5 カ村が合併して一郡一町の「徳地町」が誕生しました。そして、昭和 30 年 11 月串地区大字巢山を境界変更により、周南市（旧鹿野町）へ分離し、平成 17 年 10 月 1 日には合併により、「山口市」となりました。

秋穂地域は、古くは、吉敷十郷のうち益必郷と多実郷の地で、中世になり後白河法皇の長講堂領から皇女観子内親王の所属となり、仁和寺菩提院に安堵された皇室領秋穂二嶋庄は、後に、単に秋穂庄となりました。近世になると秋穂村から二島村が分離独立し、本郷と称するようになり、明治維新後は秋穂東本郷村と秋穂西本郷村の二村となりました。その後、明治 22 年市町村制の施行により両村は合併し秋穂村となり、昭和 15 年 4 月に町村制を施行し「秋穂町」が誕生しました。そして、平成 17 年 10 月 1 日には合併により、「山口市」となりました。

阿東地域は、その昔、大和朝廷が全国を統一した後、郡県の制度を実施し、長門国には 5 郡がおかれ、阿武郡は「阿武御領」と呼ばれ天皇家の直轄領となった地域で、その後、江戸時代は毛利氏の統治下に置かれていましたが、明治 22 年の市町村制の施行により、旧 12 カ村が篠生村、生雲村、地福村、徳佐村、嘉年村の 5 カ村となり、昭和 30 年 4 月の町村合併促進法に基づき、この 5 カ村が合併して「阿東町」となりました。そして、平成 22 年 1 月 16 日には合併により、「山口市」となりました。

③ 社会的、経済的諸条件

過疎地域の歴史から見ると、徳地地域の文化圏、社会、経済的交流は古くからその主体が佐波川流域にあり、秋穂地域については瀬戸内の海岸線にあり、阿東地域については阿武川流域にあります。

また、地域内に就学就業の場が少ないこともあり、地域外への通学通勤者が多く、日常の食料品等の消費活動は、地域内での消費が中心となっています。

(2) 過疎の状況

① 人口等の動向

過疎地域における昭和 50 年から平成 27 年までの 40 年間の人口動態は、徳地地域は 11,638 人から 5,915 人へと 5,723 人 (49.2%) 減少し、同じく秋穂地域は 9,179 人から 6,680 人へと 2,499 人 (27.2%)、阿東地域は、12,207 人から 5,772 人へと 6,435 人 (52.7%) 減少しています。

また、平成 2 年から平成 27 年の 25 年間の人口動態は、徳地地域は 9,753 人から 5,915 人へと 3,838 人 (39.4%) 減少し、同じく秋穂地域は 8,481 人から 6,680 人へと 1,801 人 (21.2%)、阿東地域は、9,941 人から 5,772 人へと 4,169 人 (41.9%) 減少しています。

過疎地域の総人口はこの間減少の一途をたどっており、減少傾向は今後も続くものとみられます。

表：徳地、秋穂、阿東地域の人口の推移

(人、%)

地域	昭和 50 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年	S50/H27 増減率	H 2 /H27 増減率	H17/H27 増減率
徳地	11,638	9,753	7,683	5,915	▲ 49.2	▲ 39.4	▲ 23.0
秋穂	9,179	8,481	7,697	6,680	▲ 27.2	▲ 21.2	▲ 13.2
阿東	12,207	9,941	7,620	5,772	▲ 52.7	▲ 41.9	▲ 24.3
計	33,024	28,175	23,000	18,367	▲ 44.4	▲ 34.8	▲ 20.1

(国勢調査)

平成 24 年から平成 30 年までの過疎地域の社会動態をみると、7 年間で 728 人の転出超過の状況となっており、その内訳をみると、徳地地域は 300 人、秋穂地域は 71 人、阿東地域は 357 人となっています。各地域を年度毎に見ると増減はありますが、過疎地域全体で転出超過の傾向が続いています。

表：徳地、秋穂、阿東地域の社会動態（転入・転出）状況

(人)

地域	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	計
徳地	▲ 64	▲ 64	▲ 51	27	▲ 32	▲ 48	▲ 68	▲ 300
秋穂	▲ 28	10	▲ 22	26	▲ 37	▲ 30	10	▲ 71
阿東	▲ 36	▲ 48	▲ 50	▲ 78	▲ 40	▲ 35	▲ 70	▲ 357
計	▲ 128	▲ 102	▲ 123	▲ 25	▲ 109	▲ 113	▲ 128	▲ 728

(各年 10 月～翌年 9 月；山口市調)

② これまでの対策、課題と今後の見通し

これまで、過疎地域においては、国道、県道、市道等の道路網の整備や農林水産業の基盤整備、観光基盤の整備、上下水道施設の整備等、生活環境の整備を進めるとともに、生活バスの運行や各施設の運営等の事業も実施し、地域の自立促進に向けた取組を実施してきました。

しかし、過疎地域における人口の減少、少子高齢化の進展等、厳しい情勢が継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、移動手段の確保、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっています。

過疎地域の人口減少が今後も進むことが想定される中、これまで以上に地域の特性を生かした過疎対策を進めることで、「住んでみたい 住み続けたい」と思える地域づくりを推進していきます。

(3) 社会経済的発展の方向

過疎地域は農林水産業を基幹産業として、発展してきた地域ですが、担い手や後継者の不足、耕作放棄地の増加、米価や木材価格の低迷等による所得の減少、石油価格の高騰等による漁労所得の低下、海洋資源の枯渇等の様々な課題を抱えています。

山口県の分散型都市構造により、過疎地域は都市地域とも近く、経済活動の多くは本市の都市地域のみならず、防府市や周南市等の都市との結びつきが強く、これらの課題の解決に当たっては、これらの都市とともに取り組む必要があります。新規就業者を始め意欲ある担い手の育成や就業支援、経営基盤の強化、6次産業化の促進、農林業においては、生産環境や森林の整備・維持管理の促進、水産業においては、漁場整備等による水産資源の回復や確保、漁業環境の保全に取り組み、所得の向上を図り、経営の安定化につなげる必要があります。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

昭和 35 年から平成 27 年までの国勢調査によると、本市全体の人口は 172,116 人から 197,422 人へと 25,306 人（14.7%）増加していますが、過疎地域の総人口はこの間減少の一途をたどり、昭和 35 年の 45,958 人から平成 27 年の 18,367 人へと 27,591 人（60.0%）減少しています。特に、地方圏からの人口流出が顕著な昭和 35 年から昭和 50 年までの 15 年間では 12,934 人（28.1%）の減少と急激な変化を示しています。昭和 50 年以降の減少率は鈍化していますが、平成 2 年までの 15 年間は 14.7%、平成 2 年から平成 17 年までの 15 年間は 18.4%、平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間は 20.1%と、減少率が上昇の傾向にあります。なお、本市全体の人口も平成 27 年から令和 42 年までの 45 年間で 25,535 人（12.9%）の減少となる見込みです。

年齢階層別に人口の推移をみると、0～14 歳、15～29 歳の若年層では、特に人口の減少傾向がみられ、この階層の減少率は総人口の減少率に比べて高い数値を示しています。昭和 35 年から昭和 50 年までには、0～14 歳の減少率が 55.6%、15～29 歳が 39.6%で、その後も 30～40%台で減少し続け、少子化が急激に進行している様子がうかがえます。

一方、65 歳以上の高齢者では逆に人口の増加傾向がみられ、増加率は昭和 35 年から昭和 50 年までは 23.2%、昭和 50 年から平成 2 年までは 33.9%、平成 2 年から平成 17 年までは 25.2%と高い数値を示しています。しかし、平成 17 年から平成 27 年までの増加率は 1.5%と鈍化しており、今後、総人口の減少が予測される中、高齢者人口も減少していくことが予測されます。

また、過疎地域の総人口に対する年齢階層別の構成比をみると、0～14 歳の比率は昭和 35 年の 31.8%から平成 27 年には 7.8%と大幅に低下し、15～29 歳の若年者の比率も 21.0%から 7.9%と大幅に減少しています。

一方、65 歳以上の高齢者の比率は昭和 35 年の 8.8%から平成 27 年の 46.0%へと急激に増加し、今後も、この傾向は変わらず少子高齢化が進行するものと推測します。

過疎地域の男女別の構成比については、平成 17 年から平成 27 年の住民基本台帳によると、一貫して男約 47%、女約 53%となっており、大きな変化は認められません。

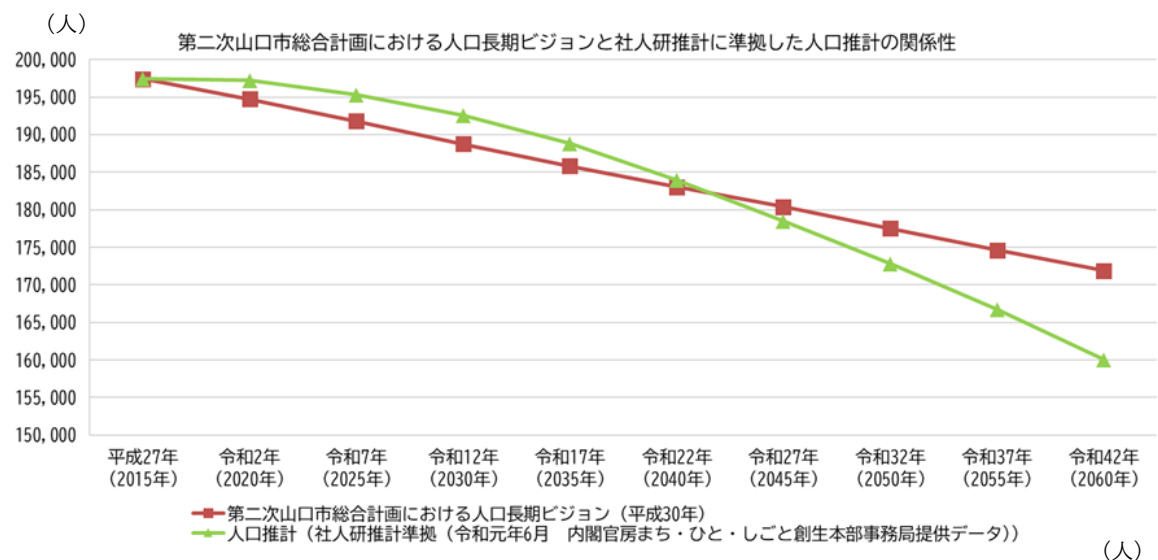
表 1－1(1)ア 過疎地域の人口の推移（国勢調査）（徳地、秋穂、阿東地域）

	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 45,958	人 33,024	% ▲ 28.1	人 28,175	% ▲ 14.7	人 23,000	% ▲ 18.4	人 18,367	% ▲ 20.1
0 歳～14 歳	14,629	6,492	▲ 55.6	4,168	▲ 35.8	2,322	▲ 44.3	1,439	▲ 38.0
15 歳～64 歳	27,298	21,567	▲ 21.0	17,358	▲ 19.5	12,356	▲ 28.8	8,468	▲ 31.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	9,633	5,818	▲ 39.6	3,645	▲ 37.3	2,494	▲ 31.6	1,453	▲ 41.7
65 歳以上(b)	4,031	4,965	23.2	6,648	33.9	8,322	25.2	8,450	1.5
(a)／総数 若年者比率	% 21.0	% 17.6	—	% 12.9	—	% 10.8	—	% 7.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.8	% 15.0	—	% 23.6	—	% 36.2	—	% 46.0	—

表 1-1 (1) イ 山口市全体の人口の推移 (国勢調査)

	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 172,116	人 164,470	% ▲ 4.4	人 187,793	% 14.2	人 199,297	% 6.1	人 197,422	% ▲ 0.9
0 歳～14 歳	48,957	34,803	▲ 28.9	33,667	▲ 3.3	28,221	▲ 16.2	26,118	▲ 7.5
15 歳～64 歳	110,619	111,917	1.2	125,809	12.4	127,766	1.6	116,106	▲ 9.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	45,237	38,018	▲ 16.0	38,442	1.1	36,680	▲ 4.6	30,245	▲ 17.5
65 歳以上(b)	12,540	17,750	41.5	28,136	58.5	43,297	53.9	53,325	23.2
(a)／総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—
若年者比率	26.3	23.1	—	20.5	—	18.4	—	15.3	—
(b)／総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢者比率	7.3	10.8	—	15.0	—	21.7	—	27.0	—

表 1-1 (2) 山口市の人口の見通し



	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
第二次山口市総合計画における人口長期ビジョン (平成30年)	197,422	194,700	191,778	188,744	185,794	183,022	180,367	177,509	174,634	171,887
人口推計 (社人研推計準拠(令和元年6月 内閣官房まち・ ひと・しごと創生本部事務局提供データ))	197,422	197,192	195,300	192,537	188,803	183,934	178,454	172,818	166,733	160,018

(2) 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

昭和 35 年から平成 27 年までの国勢調査によると、過疎地域の就業人口は、昭和 35 年の 24,019 人から年々減少し、平成 27 年には 8,982 人となり、この間で 15,037 人減少しています。

各産業別でみると、昭和 35 年の第 1 次産業就業者比率 67.3%、第 2 次産業就業者比率 9.7%、第 3 次産業就業者比率 23.1%から、平成 27 年には第 1 次産業就業者比率 21.1%、第 2 次産業就業者比率 23.6%、第 3 次産業就業者比率 55.3%となり、第 1 次産業比率が大幅に減少する一方で、第 2 次、第 3 次産業比率が大幅な伸びを示しています。

過疎地域の産業構造は、昭和 30 年代から昭和 40 年代までは農林水産業を中心とした第 1 次産業の比率が高かったものの、市場での農林水産物価格の低迷による経営状況の悪化、後継者不足等を背景として、過疎地域の基幹産業である農林水産業が次第に衰退する一方で、地域外での就労も含めて、製造業や建設業、小売業やサービス業といった第 2 次、第 3 次産業の比率が増加してきたと考えられます。

また、市全体における平成 27 年の第 1 次産業の割合が 5.1%であるのに対して、過疎地域では 21.1%であり、依然として第 1 次産業が主要な産業であることがうかがえます。

今後は、第 1 次産業については、農林水産業の集約化等による生産基盤の整備、担い手の育成等により、一定数の就業者が見込まれ就業者比率が下げ止まると予測されます。

表 1－1（3）ア 過疎地域の産業別人口の動向（国勢調査）（徳地、秋穂、阿東地域）

	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 24,019	人 18,959	% ▲ 21.1	人 15,996	% ▲ 15.6	人 12,265	% ▲ 23.3	人 8,982	% ▲ 26.8
第 1 次産業 就業人口比率	% 67.3	% 45.7	—	% 28.8	—	% 23.8	—	% 21.1	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 9.7	% 22.4	—	% 30.8	—	% 26.3	—	% 23.6	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 23.1	% 31.9	—	% 40.4	—	% 49.9	—	% 55.3	—

表 1－1（3）イ 山口市全体の産業別人口の動向（国勢調査）

	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 85,321	人 84,495	% ▲ 1.0	人 94,454	% 11.8	人 98,892	% 4.7	人 92,526	% ▲ 6.4
第 1 次産業 就業人口比率	% 43.7	% 23.5	—	% 11.6	—	% 7.6	—	% 5.1	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 11.9	% 19.0	—	% 21.0	—	% 17.8	—	% 17.2	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 44.4	% 57.5	—	% 67.4	—	% 74.6	—	% 77.7	—

3 行財政の状況

(1) 行政の現況と動向

「平成の大合併」により本市の行政は、旧山口市の庁舎を本庁とし、旧小郡町、旧秋穂町、旧阿知須町、旧徳地町、旧阿東町の各庁舎を総合支所として、地方分権に対応すべく、行財政基盤の強化を始めとした新市の基盤づくりを進め、第二次山口市総合計画の重点プロジェクトの一つとして「個性と安心の21地域づくり」を掲げ、市内の全ての地域の個性が際立ち、あらゆる世代が将来にわたって安心して住み続けることができるコミュニティの実現を目指し、地域の個性と安心を共に作る地域づくりに取り組み、全市的に移住・定住を促進し、人口転出超過の抑制を図ることとしています。

(2) 財政の現況と動向

令和元年度における財政力指数は0.64、経常収支比率は95.2%で、平成22年度と比較して、財政力指数は横ばいとなっていますが、経常収支比率が6.5ポイント増加しています。また、令和元年度における実質公債費比率は5.1%、将来負担比率は37.4%で、平成22年度比較して大幅な減少がみられます。

今後の財政見通しは、普通交付税の合併算定替えが令和2年度で終了した一方で、少子高齢化の進展による社会保障費等の扶助費の増加や、既存の公共施設や社会インフラの維持管理、更新経費等、更なる経費の増加が見込まれ、厳しい財政状況が見込まれます。

表1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	73,544,368	82,523,819	89,573,447
一般財源	46,247,774	47,263,526	47,994,869
国庫支出金	9,376,215	10,839,917	12,686,987
県支出金	5,358,683	5,456,947	6,090,975
地方債	7,770,729	12,118,866	12,798,846
うち過疎対策事業債	247,600	353,900	742,400
その他	4,790,967	6,844,563	10,001,770
歳出総額 B	72,235,483	81,270,304	88,198,883
義務的経費	36,947,713	36,946,927	40,164,017
投資的経費	11,223,534	15,312,798	19,874,229
うち普通建設事業	8,949,767	14,457,143	19,661,627
その他	24,064,236	29,010,579	28,160,637
過疎対策事業費	350,443	424,715	806,357
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,308,885	1,253,515	1,374,564
翌年度へ繰越すべき財源 D	576,164	483,895	627,660
実質収支 C-D	732,721	769,620	746,904
財政力指数	0.67	0.65	0.64
公債費負担比率 (%)	20.1	16.3	17.3
実質公債費比率 (%)	11.5	5.7	5.1
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	88.7	85.7	95.2
将来負担比率 (%)	72.2	36.1	37.4
地方債現在高	87,694,239	99,886,546	108,319,376

(3) 施設整備水準の現況と動向

徳地地域は、道路網が地域内移動の基盤であり、市道の改良率は平成 30 年度の県内平均(59.7%)と比較して低いですが、舗装率は県内平均(92.5%)を上回っています。水道施設はなく、殆どの家庭で地下水を利用しており、下水道は一部で集落排水事業を実施しています。

秋穂地域は、市道の改良率は県内平均よりも低いですが、舗装率は県内平均を上回っています。また、水道事業を実施するとともに、一部で公共下水道事業と集落排水事業を実施しており、水道普及率は平成 30 年度の県内平均(93.7%)を上回っています。

阿東地域は、市道の改良率は県内平均よりも低いですが、舗装率は県内平均を上回っています。また、簡易水道事業により阿東地域の 88.8%で水道水を供給していますが、県内平均を下回っています。

いずれの地域も一般の診療所やへき地診療所はありますが、診療所の病床数は 0 であり、高度な医療は地域外の医療施設に依存しています。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区分	地域	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率(%)	旧秋穂町	-	-	-	-	59.2
	旧徳地町	27.8	34.6	38.6	41.5	28.8
	旧阿東町	29.9	30.5	40.9	44.1	31.5
	山口市	-	-	-	60.3	48.8
市町村道 舗装率(%)	旧秋穂町	-	-	-	97.0	97.4
	旧徳地町	75.9	91.7	93.2	94.0	94.3
	旧阿東町	80.3	90.5	82.3	86.2	95.0
	山口市	-	-	-	95.9	96.8
農道 延長(m)	旧秋穂町	-	-	-	12,403	0
	旧徳地町	-	-	-	6,418	8,906
	旧阿東町	0	0	0	0	0
	山口市	-	-	-	60,084	15,803
農道 耕地 1 ha 当たり農道 延長(m)	旧秋穂町	-	-	-	-	-
	旧徳地町	-	-	-	5.5	-
	旧阿東町	0	0	0	17.8	-
	山口市	-	-	-	6.3	-
林道 延長(m)	旧秋穂町	-	-	-	5,520	4,780
	旧徳地町	-	-	-	86,210	83,678
	旧阿東町	-	-	-	116,689	116,689
	山口市	-	-	-	294,339	291,899
林道 林地 1 ha 当たり林道 延長(m)	旧秋穂町	-	-	-	-	-
	旧徳地町	7.9	9.7	13.0	12.5	-
	旧阿東町	9.2	9.4	17.8	17.4	-
	山口市	-	-	-	14.2	-
水道普及率 (%)	旧秋穂町	-	-	-	97.7	96.3
	旧徳地町	0.0	0.6	0.4	0.0	0.0
	旧阿東町	37.5	57.8	74.0	84.8	88.8
	山口市	-	-	-	89.9	92.8
水洗化率(%)	旧秋穂町	-	-	-	77.4	94.9
	旧徳地町	-	8.1	27.8	44.9	65.5
	旧阿東町	5.0	10.1	29.3	59.7	89.6
	山口市	-	-	-	83.9	93.6
人口千人当 たり病院、診療 所の病床数 (床)	旧秋穂町	-	-	-	0.0	0.0
	旧徳地町	0.8	3.0	3.1	0.0	0.0
	旧阿東町	1.5	0.7	2.1	2.7	0.0
	山口市	-	-	-	16.9	14.4

4 持続的発展の基本方針

(1) 計画策定の背景

① 国の動向

国の過疎対策は、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、4 次にわたり制定され、人口の流出防止と若者の定住、交流による活性化等を施策の柱として、過疎対策事業債の活用や、補助率のかさ上げ、税制上の優遇措置等を実施し、平成 12 年 4 月に施行された過疎地域自立促進特別措置法は、法改正を重ねながら令和 3 年 3 月末に失効しました。

こうした過疎対策により、住民生活を支える交通体系や情報通信基盤等の整備、下水道等の生活環境の整備やほ場整備等の生産基盤を整備して産業振興を推進し、都市部との社会基盤格差の縮小に大きく寄与してきましたが、過疎地域の人口減少、少子高齢化は歯止めがかからず、地域社会の担い手の確保や地域経済の活性化等、多くの課題が残る状況です。

このような状況を鑑み、引き続き過疎地域への取組が必要であることから、過疎地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を過疎対策の理念に掲げ、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進する新たな法律である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年法律第 19 号）が令和 3 年 4 月 1 日に施行されました。

② 本市におけるこれまでの過疎対策

徳地地域は、交流のまちづくりの展開を図るため、地域内及び広域を円滑に移動するための道路網の整備や、地域での様々な活動の交流拠点の整備を中心にした過疎対策を進めてきました。

阿東地域は、豊かな地域資源を活用した産業振興や少子高齢化に対応した地域づくりを中心に、ほ場整備や森林整備といった農林業の基盤整備や、少子高齢化に対応した地域の環境づくりを進めてきました。

このように、本市の過疎地域におけるこれまでの過疎対策としては、住民生活を支える生活環境の整備や、産業振興を図るための生産基盤整備を進めてきたところです。

③ 本市の過疎地域の果たす役割

市域面積 1,023.23 平方キロメートルのうち、過疎地域面積の合計は 607.48 平方キロメートルと約 59%を占めており、榎野川、佐波川、阿武川といった県央部を流れる河川の源流域から長い海岸線を有する豊かな海までの豊かな自然と良好な景観を形成しており、食糧や水等の安定的な供給源であり、自然災害の発生防止や生物の多様性の確保等の自然環境を保全し、地域の多様な文化を継承する等、多面的な機能を有しています。

本市の過疎地域には、豊かな自然や固有の歴史・文化等、都市部では得がたい空間や地域資源が今日まで受け継がれており、これらは次世代に引き継ぐべき財産として、守り、活用していくべきものです。

④ 過疎地域に残された課題

これまでの過疎対策により、産業の振興や交通施設の整備、教育の機会の確保等、一定の成果が上がっているにも関わらず、人口減少や少子高齢化の進展等、他地域と比較して厳しい社会経済情勢が続いており、地域社会の担い手の確保や、地域経済の活性化、

情報化、移動手段の確保、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっています。

⑤ 過疎地域の持続的発展に向けた取組姿勢

本市は、合併により都市部から過疎地域を含めた農山漁村地域まで、様々な特色ある地域資源を有するに至りました。

第二次山口市総合計画においては、本市が持続可能な地域を維持・振興していくためには、限られた資源の集中的で効率的な利活用を通じて、地域の個性を生かしたまちづくりの展開や、課題への対応等を進め、中心的な都市拠点や地域拠点等において、それぞれの個性や特徴に応じた諸機能が集積・集約される「まとまり」と、こうした拠点間において、それぞれの役割分担の下で連携・補完を図るネットワークが構築される「つながり」を形成する「重層的コンパクトシティ」を目指すこととしています。このため、あらゆる地域で日常生活に必要な機能から高次の都市機能までが将来にわたって享受でき、同時に多様な個性を有する各地域が主体的に連携し、多様な「人・モノ・資金・情報」が活発に交流することで、更なる価値創造や経済循環を図る「好影響・好循環」の対流型のまちづくりを進めているところです。

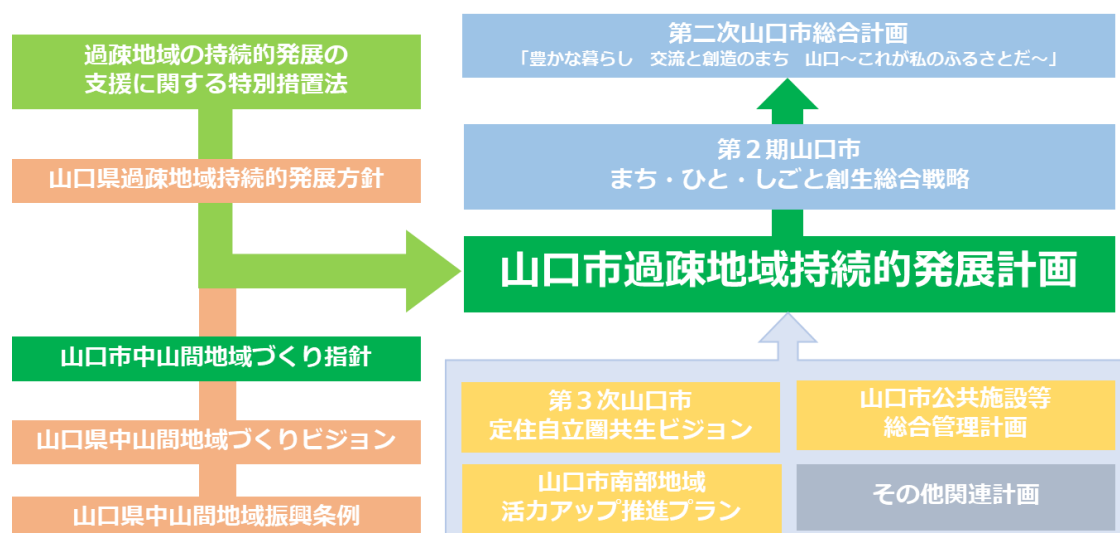
今後の本市における過疎地域の持続的発展のためには、これまでの過疎対策を踏まえるとともに、昨今の田園回帰の潮流の高まりやデジタル化における革新的技術の活用、サテライトオフィス等の過疎地域での新たな雇用の場の創出を始めとする過疎地域の課題の解決につながる社会の変化を捉え、過疎地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するよう、全力を挙げて取り組むことが重要です。

(2) 基本的な方向性

① 計画の位置づけ

「山口市過疎地域持続的発展計画」（以下「本計画」という。）は、「第二次山口市総合計画」が将来都市像に掲げる「豊かな暮らし 交流と創造のまち 山口 ～これがわたしのふるさとだ～」を上位計画とし、「第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「市総合戦略」という。）と連携した本市の地方創生の取組を推進し、過疎地域における実効性のある計画として策定します。

また、本市の中山間地域づくりの意義を明らかにし、その方向性を示す「山口市中山間地域づくり指針」と整合を図り、また、本市が取り組む諸施策との連携に留意しながら着実に推進します。



② 本市における過疎地域の地域特性

本市の過疎地域は市域の北部と南部に分かれており、北部地域は自然豊かな田園・森林地域としての特性、南部地域においては長い海岸線と緑豊かな地域としての特性を持ち、自然環境を保全し、良好な景観を形成する等、我々の生活に豊かさと潤いを与えています。

徳地地域は、豊かな自然と美しい里山を有するとともに、^{しゅんじょうぼうちようげんしょうにん}俊乗房重源上人が東大寺造営用材を奈良へ送ったことに由来する史跡や伝承が数多く残る地域です。

秋穂地域は、瀬戸内海の豊かな海や秋穂八十八ヶ所霊場等の歴史遺産の恵まれた地域資源を有しています。

阿東地域は、寒冷な気候を生かした稲作や西日本有数のりんごの産地であること、また長門峡、十種ヶ峰等の自然環境を生かした都市との交流に資する観光資源を有しています。

③ 基本方針

個性が輝き、交流を育む、安心のふるさとづくり

～共にいきる豊かな暮らし～

本市の過疎地域は多くの地域資源や多面的で公益的な機能を有しており、これらは過疎地域の大きな強みであり、市民共有の財産です。これら地域資源や多面的機能は、自然や歴史、文化と共生し、人と人が支え合い生活を営んできた、過疎地域の「共にいきる」暮らしの営みの中で維持・発揮されてきたものですが、過疎地域では他の地域を上回るペースで人口減少、少子・高齢化が進行しており、これまでの「共にいきる」暮らしの継続が困難になりつつあります。

一方、都市部から農山漁村地域へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりにも見られるとおり、中山間地域での心豊かで質の高い暮らしに大きな関心が寄せられています。

本市の過疎地域づくりにおいては、このような、過疎地域の担っている役割や価値、現状について、深く理解し、本市全体の課題として共有するとともに、過疎地域の価値の源泉である「共にいきる」暮らしを再評価し、更にその価値を高めていきます。

そのための基本方針として、「個性が輝き、交流を育む、安心のふるさとづくり ～共にいきる豊かな暮らし～」を掲げ、人口減少、少子・高齢化の状況にあっても、多くの人が行きかい、支え合い、地域が活力に溢れ、あらゆる世代の方が安心して暮らせる、過疎地域の「共にいきる」豊かな暮らしの実現を図ります。

そして、過疎地域の持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指す「過疎地域の持続的発展」を実現し、「住んでみたい 住み続けたい」と思える定住実現のまちづくりを推進するため、各地域において以下のとおり取り組みます。

<徳地地域>

農林産物や重源上人ゆかりの施設等の地域資源、豊かな自然や地域の暮らしから生まれた伝統文化を活用し、これらを結び付けた「重源の里づくり」により、産業や地域の新たな担い手の創出と人々が集う魅力ある地域づくりに取り組みます。

<秋穂地域>

農水産物や国民宿舎秋穂荘、「道の駅」あいお等の地域資源を活用し、農業、水産業の振興と地域情報発信、水産業の基盤整備を通じた、安全で安心な環境づくりにより、農水産資源と人が行きかう海洋交流拠点づくりに取り組みます。

<阿東地域>

多くの中小規模農家で構成される農業の持続的な経営や森林の適正管理を通じた林業の雇用の創出、「道の駅」長門峡や願成就温泉・遊休施設等の地域資源の活用による新たな人の流れを生む地域づくりに取り組みます。

④ 基本方針推進のための視点

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」では、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、公共施設等総合管理計画との整合性の観点や過疎地域持続的発展事業（ソフト事業）の効果が一過性である事業は対象外としつつ、過疎地域の持続的発展に資する事業を対象とすることを明示し、中長期的な地域の資産・財産となる事業へ財源を充当することが望ましいとされています。

こうした法の趣旨を踏まえた上で、本市においては、過疎地域を取り巻く背景の変化と、引き続き存在する過疎地域の課題に対応し、基本方針を推進するため以下の視点を踏まえ取り組むこととします。

人材	移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大、地域間交流の推進等による人の流れの創出及び地域社会の担い手となる人材の育成・確保
雇用	企業移転やサテライトオフィスの設置、地域資源を活用した第1次産業、製造業、観光業等の振興、情報サービスの振興、再生可能エネルギーの活用等による雇用の場の創出
通信・デジタル化・新技術	情報通信基盤の整備とスマート農林水産業、テレワーク、遠隔教育・遠隔医療等のデジタル化、新技術の活用による各種対策の推進
生活環境	移動手段の確保、買い物環境等生活環境の整備、共生社会の実現に向けた子育て環境の確保や高齢者支援等の福祉の充実、医療の確保、教育の振興等による住民の生活環境の確保
インフラ	各種社会資本の整備による安全・安心の確保、経済成長の実現
集落	地域運営組織の育成と集落ネットワーク圏の形成による集落の維持・活性化
景観・文化	景観整備や地域文化の振興等による個性豊かな地域社会の形成

5 地域の持続的発展のための基本目標

第二次山口市総合計画において、本市の人口は平成 27 年の 197,422 人を基準として 30 年後の令和 27 年には 34,225 人減の 163,197 人と推計していますが、市総合戦略における地方創生の取組の効果を期待し、人口長期ビジョンで示した「人口（定住人口）の目標である 191,778 人」と、「過疎地域を含む農山村エリア社会動態の目標である転出抑制 80 人」等を設定しています。

本計画の基本方針を踏まえた取組は、市総合戦略に貢献する取組でもあることから、本計画においても基本目標は、「人口（定住人口）の目標である 191,778 人以上」、「過疎地域を含む農山村エリア等の社会動態の目標である転出抑制 80 人」及び「本市で暮らす人の豊かさの目標であるふるさと指標 80 ポイント以上」とします。

【基本目標】

指標名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
人口（定住人口）	195,600 人	191,778 人以上
農山村エリア等における人口の 転出超過の抑制 (農山村エリア等の社会動態)	▲215 人 (H22～H27 の平均)	▲80 人
ふるさと指標	77.9 ポイント	80 ポイント以上

※農山村エリア（徳地、秋穂、阿東、仁保、小鯖、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島地域）

※ふるさと指標（本市で暮らす「豊かさ」を長期的な視点で指標化したもの。山口市や地域へのシビックプライド（愛着や誇り）、市民一人ひとりの心の豊かさ、まちの豊かさの各観点をスコア化し、バランスをとって評価する。）

6 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、本計画に掲げる基本目標や施策の目標の達成状況等を評価し、山口市議会 9 月定例会において「主要な施策の成果報告書」で報告し、翌年度以降の持続的発展的な事業展開に結び付けていきます。

7 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設は、生活の基盤や産業基盤として、又は地域コミュニティの拠点として大きな役割を果たしています。

一方で、公共施設の多くは都市化の進展や経済成長とともに集中的に整備され、これらは、今後一斉に更新時期を迎えますが、高齢化や人口減少に伴う税収の減少や社会保障関係の経費増大等による財政的な見通しを踏まえ、公共施設等への投資をこれまでと同水準で継続していくことは困難であると予測されます。

こうしたことから、人口減少や財政状況等、将来的な状況を見据えつつ、公共施設等の現状と課題を整理し、住民ニーズを把握した上で公共サービスのあり方を検討する

等、総合的な視点に立ち、公共施設を将来にわたり最適に管理していくための取組を進めます。

(2) 本計画との整合性について

市民の財産でもある公共施設については、本市の責任において管理・活用するため、安全性の確保や必要なサービス提供体制の維持、将来的な市民ニーズ等を含めた総合的な基本方針として「山口市公共施設等総合管理計画」を策定しています。

本計画に記載した全ての施設において、施設の更新・改修等に当たっては、山口市公共施設等総合管理計画に基づいて、次世代にも配慮した過疎地域における公共施設の管理・運営を行います。

第2章 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住の促進

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、農林水産業を始めとして地域の担い手の減少がみられ、各種産業や地域コミュニティの維持が困難となっています。人口減少の抑制と空き家の解消に向けて平成20年度に徳地地域で制度化した空き家バンク制度は阿東地域でも運用を開始し、これまでに140件以上の契約が成立し、社会減の抑制に一定の効果が表れているものの、自然減は今後も進むことが予想されることから、更なる対応が必要です。

人口減少が進む中においては、移住・定住の促進を図るため、移住希望者を受け入れる「住まい」の確保、生活環境の整備、就業等の支援等、地域での暮らしや仕事に関する情報提供や支援を進めるとともに、住民が安心して住み続けたいと思える環境を構築することが必要です。

②関係人口の創出・拡大

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、地域づくりに関わる人材不足という問題に直面しています。

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わり、将来的な移住者の増加につながることを期待される「関係人口」を新たな地域づくりの担い手として確保するとともに、地域との交流がイノベーションや新たな価値を生み出し、新たな展開につながる取組を促進する必要があります。

③テレワーク・ワーケーションの推進

コロナ禍を契機として、場所や時間にとらわれない「働き方の新しいスタイル」が普及し、都市部の事業所に勤務しながら、地方へ移住する、いわゆる「転職なき移住」の取組が推進されています。

こうした社会の変化や地方への関心の高まりを契機とした、過疎地域への新たな人の流れを創出・拡大するテレワークやワーケーションの推進を図る必要があります。

④地域間交流

過疎地域では、豊かな地域資源を活用した交流イベントの開催や地域資源を同じくする他地域との広域的な交流等に取り組み、近年ではライフスタイルの多様化と余暇時間の増加に伴い、長期滞在型、体験型の交流を望む人が増えてきています。

また、産業や観光、福祉、医療、教育等、様々な分野でも他地域と関わり、人口減少が進む時代にあっては、これまで以上に、圏域全体で地域経済を持続可能なものとする等、安心な暮らしを実現していくための取組として、山口県央連携都市圏域での取組を始めとする地域内外及び地域間における連携・交流が活力を生む取組を進めることが必要です。

⑤人材の確保・育成

地域課題の解決や地域振興、昨今多発する災害時への対応等、地域の中核を担う人材の確保が課題となっています。地域づくりや地場産業の振興のためには専門の知識や

新しい発想等を有する人材が必要であり、様々な分野で研修会の開催や専門家の派遣等を行ってきました。

しかしながら、少子高齢化が進む過疎地域では、地域内の人材だけでは限界もあり、地域おこし協力隊や集落支援員等を採用し、地域課題に取り組んできたところです。今後は、地域住民と地域おこし協力隊や関係人口として関わる方々等、地域外との関わりを深化させ、触発させることで地域内の人材の掘り起こしを行い、育成していくことが重要です。

(2) その対策

①移住・定住の促進

都市部からの農山漁村地域への移住の関心の高まりを受け、過疎地域への移住における働きかけ、受入れ、定着支援に向けて取り組み、また、移住に関心のあるターゲットへの積極的なプロモーションを実施します。

また、移住先の受入れとなる地域が主体となった空き家バンク制度の取組を推進するとともに、移住する際の負担軽減のための支援に引き続き取り組み、さらに、定住サポーターによる移住希望者への支援や移住の前提となる就労に向けた支援を行い、本市に移住しやすい環境を整備します。

②関係人口の創出・拡大

地域課題解決のための都市部人材と地域とのマッチングや二地域居住を推進するほか、ふるさと納税や地域づくり活動・伝統行事への参加の呼びかけ等、地域とつながりを持つ機会を継続的に提供し、都市部人材と地域が継続的につながる仕組みづくりを行います。

そうした中で、これまでの移住・定住や交流人口拡大への取組のみならず、移住につながる「関係人口」の創出・拡大に取り組み、地域への新たな人の流れを創出し、地域づくりの担い手として、地域の課題解決や活性化、将来的な移住の裾野拡大につなげる取組を実施します。

③テレワーク・ワーケーションの推進

豊かな自然環境、都市部では体験できない農業や漁業等の地域特有の環境を生かした滞在型プログラムの提供等によるテレワークやワーケーション等に取り組み、過疎地域と持続的に深く関わるファンベースの関係人口増加を目指す取組を推進します。

また、多様なライフスタイルに対応し、二地域居住やテレワーク、サテライトオフィス開設等の企業進出に係る支援制度の活用による段階的な移住につながる仕事ベースの関係人口増加を目指す取組を推進します。

④地域間交流

過疎地域の多様な自然環境や固有の地域文化等、他地域にはない地域の特性を伸ばした魅力を発信します。都市部からのリモートワークやワーケーション等の長期滞在型の交流を推進し、過疎地域と持続的に深く関わる関係人口を増やす取組を進めます。

広域的なつながりである山口県央連携都市圏域では、他地域にはない過疎地域の強みを伸ばし、個性を発揮することで補完しあえる関係を構築し、圏域全体の活性化に取り組めます。

⑤人材の確保・育成

地域自らが課題の解決に向けて実践力のある担い手を育成するため、地域おこし協力隊や地域活性化企業人等の制度の活用、関係人口との交流等による外部人材の経験や能力を過疎地域で生かし触れる取組を進めます。

また、限りある人材の育成として、学生の頃から地域のことを学ぶ機会を設け、地域への誇りや愛着を醸成するとともに、地域の将来計画の作成等、地域住民が当事者意識を持って地域課題に接する地域活動の体験を通じた経験を積むこと等により、地域の中核を担う人材を育成します。

【対策の目標】

(再掲)

指標名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
農山村エリア等における人口の転出超過の抑制 (農山村エリア等の社会動態)	▲215 人 (H22～H27 の平均)	▲80 人

(3) 計画

事業計画(令和 3 年度～令和 7 年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的 発展特別事業	空き家利活用事業	山口市	
	やまぐち定住実現プロモーション事業	//	
	U J I ターン支援事業	//	
	空き家活用地域活性化事業	//	
	関係人口創出促進事業	//	
	農山村ビジネス創出支援事業	//	
	農山村にぎわい創出事業	//	
	地域資源活用事業	//	
	外部人材活用事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設がないため該当なし

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

農業の現状として、米の販売額の下落や農機具・資材等の生産費の高騰による農業所得の低迷、若者の都市部への流出等により、従事者の減少、高齢化が進展しており、担い手不足に伴う耕作放棄地の増加、農業生産意欲の減退等、農業をとりまく状況は一層厳しくなっています。また、サルやイノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害が深刻化しており、こうした被害により、生産意欲が低下し、耕作放棄地の発生につながるといふ悪循環を招くおそれがあります。

こうした状況を踏まえて、将来に向けて持続できる農業経営の確立を図るためには、効率的かつ安定的な経営体としての認定農業者や生産組織を育成するとともに、新規就農者や新規就業者の確保を通して、多様な担い手の育成と支援、振興作物等の産地拡大と農産物の高付加価値化、農地の利用集積、流通・販売網の確立を図り、同時に適切な有害鳥獣被害への対策を行う必要があります。

畜産においても、牛肉や乳製品等の貿易自由化により厳しい情勢が続いている中、畜産農家の高齢化や担い手不足により農家数は減少しており、畜産農家の経営の安定、飼養者の労力軽減、新しい担い手の確保等が課題となっています。

加えて、肉用牛における「あとう和牛」や「徳地和牛」等、ブランドの確立に向けた飼養管理技術の向上や産地化への取組を始めるとともに、環境問題に対応した資源循環型の農業への取組が必要です。

②林業

森林は、自然災害防止や温暖化防止、また、水源かん養等、公益的な機能に加え、憩いや癒しの機能等の多面的な機能により、市民の暮らしに多くの恵みと潤いを与えてくれる市民に共通の財産です。

これまで、森林環境の維持管理を主に担ってきた森林所有者の高齢化や不在化及び世代交代が進行し、また自ら森林作業を行うことが減少する等、森林の境界だけでなく所在そのものの確認が困難な森林も増加しています。また、長期に及ぶ木材価格の低迷等により、森林所有者の森林経営意欲は減退し、森林の維持管理を放棄する傾向が強まっています。林業従事者についても、高齢化により激減しており、作業内容に比べて所得が低いことから新たな就業者も限定的なものとなっており、担い手は減少を続けています。

過疎地域における林業労働力は、森林組合を含めた林業事業体に雇用されている林業労働者によって支えられており、こうした森林組合等の林業事業体の体制強化と経営の安定化が課題です。

また、住宅や公共施設等への地域産材の積極的な利用やブランド化、木質バイオマスの利用拡大等による木材需要の拡大を図るとともに、木材の安定的な供給体制、流通体制の確立を図ることが必要です。

③水産業

秋穂地域における水産業は、小型底曳網漁業や刺網、素潜り等の沿岸漁業を主体としています。山口県漁業協同組合のうち大海支店・山口支所秋穂地区の組合員数は平成22年の135人から令和元年で99人となり、組合員数の減少だけでなく高齢化も深刻な課題となっています。一方で属人漁獲量は平成22年の315トンから令和元年の192トン

と減少傾向となっていますが、近年はおおむね横ばいで推移しています。

さらに、水産資源の減少、魚価の低迷、輸入水産物の増加、漁業コストの高騰等により、水産業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

こうした状況を踏まえて、持続可能な漁業経営や安定した水産資源の確保を図るためには、新規就業者の確保と就業・定着を促進するための支援と、水産資源の種苗放流を継続するとともに、放流稚魚が定着・育成できる魚礁等の整備も必要です。

また、漁業従事者が安心して操業できるように漁港施設等の維持補修や長寿命化に向けた機能保全工事等を計画的に進める必要があります。

さらには、養殖事業や6次産業化、観光漁業等への取組により、所得向上を促進するとともに、交流事業等の実施により海洋資源を生かした地域づくりを推進していく必要があります。

④地場産業の振興

各種団体等が農林水産物を中心とした特産品の開発、商品化を進めており、農林水産加工体験・販売施設を整備して、営業を行う団体も生まれています。

今後も、人材育成や情報収集・交換の場づくりを推進することで、技術力の向上や時代に対応した新製品の開発を図り、一貫した生産流通システムにより、地場産業の振興や起業を促進する必要があります。

全国的に地域特有の資源を生かした地域活性化の成功例が多く見られることから、過疎地域の豊富な地域資源を十分に活用し、都市部との連携を図ることで、地域経済の活性化に結びつける仕組みを構築することが重要です。

⑤企業立地の促進

地域経済の活性化に資するサテライトオフィスの設置、企業の本社機能等の一部移転、研究開発拠点の設置等による地方拠点の強化につなげるため、多様な企業ニーズに対応し、過疎地域の豊かな自然環境や地域特性を生かしたビジネス環境の整備を進めることが重要です。

⑥商業の振興

過疎地域の各商工会の会員事業者について、平成21年度と令和元年度の会員数を比較すると、徳地地域においては224事業者から18.7%減の182事業者に、秋穂地域においては161事業者から11.8%減の142事業者に、阿東地域においては219事業者から23.7%減の167事業者となっています。

各商工会を中心に、魅力と活力ある商業を目指して施策を展開してきましたが、経営者の高齢化の進行や後継者不足等により廃業の増加が問題となっています。

また、主要な顧客となる地域人口の減少や、本市中心部の大型店との競争に伴う固定客や受注機会の減少等、経営環境は依然として厳しい状況が続き、今後も引き続き観光業等の他産業との連携を深め、商業の振興を図る必要があります。

過疎地域では、住民の購買力の多くは本市中心部又は近隣の都市に流出しており、生活機能の確保という観点からも、新しい持続可能な地域経営の視点をもった検討が必要です。

⑦観光・レクリエーション

国民のライフスタイルの変化、個人生活におけるゆとり指向等により、旅行者のニー

ズは、従来の観光地をめぐる通過・短期滞在型の観光から、地域にじっくり滞在し、様々な体験を通じて地域住民との交流を深める滞在型、体験・交流型の観光へと変化し、また、団体旅行よりも個人あるいは少数グループによる旅行が主流となっています。

しかし、少子高齢化の進展による人口減少時代にあって、国内市場の縮小とともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、インバウンドを含め、本市を訪れる観光客数は減少する中、観光客を増やすだけでなく、より深く本市の魅力を体感し、観光消費を増やす仕掛けづくりが求められています。

過疎地域は、豊富な自然環境を生かした観光資源を多数有しており、徳地及び阿東地域を含む北部地域においては、重源の郷体験交流公園や大原湖キャンプ場、道の駅や十種ヶ峰ウッドパーク、秋穂地域を含む南部地域においては国民宿舎秋穂荘等で多くの観光客を受け入れてきましたが、こうした地域の観光施設を拠点としつつ、本市が有する多彩な地域資源に更に磨きをかけ、多様な主体の連携による特色ある観光地域づくりを推進することが課題となっています。

(2) その対策

①農業

ア 地域農業の担い手の育成

意欲ある農業後継者や豊かで住みよい農村を築く担い手の確保が求められており、集落営農の法人化や、効率的かつ安定的な経営を目指す認定農業者等の担い手育成、県立農業大学校等を活用した新規就農者や新規就業者の育成確保を図るとともに、農業法人等の経営の効率化・多角化による収益向上への取組を支援します。

また、農業経営の規模拡大や他産業からの参入も推進します。

イ 生産基盤の整備促進

優良農地の高度利用と生産性向上のためのほ場整備等、基盤整備事業等の推進により、効率的な農業ができる生産基盤の整備を行います。

また、農地等を適切に管理するため、土地改良区の活動を支援するとともに、災害の未然防止のため、危険ため池等の農業用施設の計画的な整備を図ります。

ウ 条件不利地の農家、兼業農家への支援

複合的な作物の生産活動や地域営農集団等による土地の利用調整と機械の共同利用化、過疎地域と南部地域の連携強化を推進し、生産コストの低減を図るとともに、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払の3制度を併せた日本型直接支払制度の活用等により、過疎地域の特性に応じた農業振興を図ります。

エ 農産加工及び農産物流通対策の推進

地域に根ざした農産物の高付加価値化や生産体制強化による安定的な供給体制の整備、市域の気候の違いを生かし、本市全体として通年で安定的に農作物を生産できる体制を整えていきます。

また、農作物の付加価値を高めるための6次産業化や道の駅や観光施設等との連携による効率的な流通体制の構築を図ります。

オ 鳥獣被害防止対策の推進

国や県の補助制度を活用した侵入防止柵等の施設整備や、地元との連携による里山等の適正管理を促進することにより、鳥獣被害の拡大防止を図ります。

また、有害鳥獣を捕獲するための中心的な存在である各地域の猟友会会員が減少、高齢化していることから、捕獲隊員や市長が任命する実施隊員の確保を図ります。

カ 畜産の振興

畜産農家の高齢化の状況を踏まえ、省力化・低コスト化について検討し、飼養管理技術の改善や効率的な施設改修、経営規模の拡大や新規参入者を受け入れる体制づくりを進めます。

また、地域内一貫経営の促進や、優良牛群の整備を行い、良質で安定的な生産・販売を進めることによるブランド化を推進します。

併せて、畜産農家と耕種農家の組織的な連携を図り、畜産や農業で出る副産物を有効に活用する資源循環型農業を目指します。

②林業

ア 担い手の育成・確保

地域林業の中核的役割を果たす森林組合の体質強化を図り、安定した林業労働力の確保を図るため、林業技能者、森林施業プランナーといった林業振興に資する専門家の育成や、新規就業者の育成・確保を行います。

また、農業法人、建設業等からの林業参入を促進し、多様な事業体を育成します。

イ 森林基盤の整備

森林は、経済的機能のほかに、災害防止等多くの公益的機能を有していますが、森林所有者の高齢化等により、森林の適切な管理が十分に行うことができなくなっています。このため、高性能林業機械の導入促進による低コスト化、森林の団地化・施業集約化の促進や、間伐材の搬出コスト削減のための林道、作業道等整備等、森林の基盤整備を行い、林業経営の合理化・近代化を図ります。

ウ 地域産材の利用促進

住宅や公共施設等への地域産材の積極的な利用やブランド化、木質バイオマスの利用拡大等による木材需要の拡大を図るとともに、木材の安定的な供給体制、流通体制の確立を図ります。

また、再生可能エネルギーとして木質チップの利活用や、品質・性能が安定した木材の継続的な供給体制の整備、新たな製品開発等を促進することにより、生産・販売体制の充実を図ります。

エ 市民参加の森林づくり

森林の公益的機能と森林を守り育てる林業、山村の役割の重要性を都市住民に積極的にPRし、森林を自然に親しむ空間として活用し、交流による地域の活性化を図ります。

③水産業

ア 新規就業者の確保と就業・定着

安定した漁業労働者や後継者の確保を図るため、漁業就業フェア等により就業希望者を確保し、漁業経営に必要な知識・技術を習得するための研修受講や研修後の漁業経営開始時の必要な経費について支援を行います。

イ 水産業振興・水産物供給基盤の整備

水産資源の回復と確保を図るため、漁業協同組合が実施する海域の特性に応じた種苗の放流に対する補助と、放流した稚魚の定着・育成のための魚礁等の水産物供給基盤の整備を行います。また、魚食普及活動を始め、水産物の特産品の新開発やブランド化を支援します。

さらには、漁業従事者の所得向上のための養殖事業や6次産業化、観光漁業等への取組に対する支援に加え、漁業協同組合はもとより、道の駅や観光施設等とも連携した効率的な流通体制の構築を図ります。

ウ 漁港施設等の整備

漁業従事者が安心して就業でき、良好な操業環境を維持するために漁港施設等の適正な維持管理を行います。また、多くの施設が老朽化や更新時期を迎えており、施設の長寿命化を図るため機能保全計画に基づきライフサイクルコストを考慮した保全対策工事を推進します。

エ 海岸保全施設の整備

秋穂地域における漁港海岸等において、護岸高不足により高潮時の波浪における越波や浸水が発生しており、また、施設の老朽化による損傷もみられるため、海岸保全施設の機能強化や適切な維持管理を行います。

④地場産業の振興

人材の育成や情報収集、技術交流の場を作り、デジタル技術をはじめとする技術力の向上や時代に対応した新製品を開発し、生産から流通・販売までの一貫した生産流通システムづくりを進めることにより、地場産業の育成強化と新規産業の創出を図ります。

商工会や金融機関と連携し、空き店舗等の情報提供や各種低金利融資制度の活用、経営人材の確保等を図り、起業から運営にいたるまでの総合的な支援体制を整備します。

また、農林水産物の生産活動の場であるという強みを生かした地域資源の掘り起こしと活用を図り、都市部と連携したコミュニティビジネスの促進による産業振興の強化を図ります。

⑤企業立地の促進

製造業のほか、研究開発拠点やIT関連、環境・エネルギーサービスといった新たな業種の誘致を図るとともに、生産・加工・流通との連携を促進し、過疎地域内で生産される第一次産品の高付加価値化、6次産業化を推進する企業の誘致を進めます。併せて、多様な起業ニーズに対応した、ビジネス環境の整備を進めます。

⑥商業の振興

中小企業への経営改善支援を始め、市内の商工会議所、商工会、士業等専門家、金融

機関及び行政の連携による事業承継の取組、起業創業への助成やセミナーの開催、生産性の向上や働き方改革に向けたデジタル化の促進等により、経営改善や経営基盤の強化、成長促進を図るとともに、起業創業による新たなチャレンジができる環境づくりに取り組むことで、新たな雇用の創出や多様な就業の場の確保を進めます。

また、徳地・秋穂・阿東地域における商業の振興を担う各商工会との連携を始め、農林水産業・観光業等の他産業との分野間連携の促進により、地域や生活に密着した魅力ある商業の形成、振興を図ります。

⑦観光・レクリエーション

地域経済を潤し、住民にとって誇りと愛着の持てる活力にあふれた地域づくりに寄与する観光産業の振興を目指すものとし、来訪者（観光客）、生活者（市民）双方にとって個性ある魅力的な観光地域づくりを推進します。

地域の拠点となる観光施設の整備・リニューアルや、地域を深く知る観光体験、伝統産業・モノづくりの体験プログラムの充実、また過疎地域の歴史・文化や、海洋資源といった豊かな自然環境等を生かした滞在・交流型の周遊促進事業の開発・推進を図るとともに、既存の観光資源のブラッシュアップによるブランド化や、観光資源を組み合わせることで新たな付加価値の創出を行います。

また、地元の農林水産品等を活用した新たな特産品の開発や、道の駅等の拠点施設における販売等、観光・物産の連携体制を強化し、圏域内での連携を図ることで、訪問先として選ばれる持続可能な観光地づくりの推進を図ります。併せて、SNS等を通じた情報発信を強化させることにより、交流人口の拡大を図ります。

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
ほ場整備面積	4,209.1 ha	4,474.5 ha
農畜産物の販売額	5,332 百万円	5,616 百万円
森林施業面積	541.5 ha	1,060.0 ha
一漁業経営体当たり漁業生産金額	179 万円	160 万円
観光客数	5,156,337 人	6,000,000 人
宿泊者数	902,195 人	1,000,000 人

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
基盤整備 農業	ほ場整備事業 (黒瀉地区 区画整理、用地整備) (島地上地区 区画整理) (島地下地区 区画整理、鳥獣被害防止施設)	山口県	
	農地耕作条件改善事業 (黒瀉南地区)	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
基盤整備 農業	防災重点農業用ため池緊急整備事業 (野道地区) (篠原第二地区) (後谷地区) (赤松地区)	山口県	
	農業用河川工作物改修事業 (吉部野地区可動堰改修) (朝早地区可動堰改修)	//	
	農業基盤整備促進事業 (朝早地区)	//	
林業	団体営土地改良補助事業	山口市	
	単市土地改良補助事業	//	
	ため池施設災害予防事業	//	
	市有林育成事業	//	
	森林経営管理事業	//	
	林道維持管理事業	//	
	伐倒駆除事業	//	
	地籍調査事業	//	
水産業	水産物供給基盤整備事業	山口県 山口市	
漁港施設	漁港施設維持管理事業	山口市	
	漁港施設機能保全事業	//	
経営近代化施設 農業	農業経営支援事業	山口市	
	スマート農業推進事業	//	
	園芸作物振興事業	//	
地場産業の振興 技術習得施設 流通販売施設 加工施設	新規就農者技術習得支援施設管理運営事業	山口市	
	高齢者若者活性化センター管理運営事業	//	
	地域特産物流通支援事業	//	
	6次産業化推進事業	//	
企業誘致	中山間地域サテライトオフィス等立地促進事業	山口市	
観光又はレクリ エーション	重源の郷改修事業	山口市	
	大原湖キャンプ場管理運営事業	//	
	国民宿舎管理運営事業	//	
	道の駅あいお整備事業	//	
	願成就温泉センター改修事業	//	
	道の駅長門峡管理運営事業	//	
	十種ヶ峰ウッドパーク管理運営事業	//	
	観光施設管理事業	//	
過疎地域持続的 発展特別事業	阿東ふるさと交流促進センター管理運営事業	//	
	中山間地域等直接支払交付金事業	山口市	
	多面的機能支払交付金事業	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的 発展特別事業	新規就農者支援事業	山口市	
	新規就農者技術習得施設管理運営事業	//	
	みどりの食料システム戦略推進事業	//	
	都市農村交流推進事業	//	
	地域特産物流通支援事業	//	
	中山間地域野菜増産モデル事業	//	
	畜産農家支援事業	//	
	柚野農産加工販売所管理運営事業	//	
	阿東ふるさと交流促進センター管理運営事業	//	
	有害鳥獣対策関係事業	//	
	有害鳥獣捕獲促進事業	//	
	特用林産物関係事業	//	
	森林セラピー推進事業	//	
	水産業振興・海洋資源活用事業	//	
	新規漁業就業者支援事業	//	
	魚食普及推進事業	//	
	高齢者若者活性化センター管理運営事業	//	
	観光資源活用誘客事業	//	
	重源の郷管理運営事業	//	
	大原湖キャンプ場管理運営事業	//	
	国民宿舎管理運営事業	//	
	道の駅あいお管理運営事業	//	
	道の駅長門峡管理運営事業	//	
	願成就温泉センター管理運営事業	//	
	十種ヶ峰ウッドパーク管理運営事業	//	
	徳地山村開発センター管理運営事業	//	
	徳地山村広場管理運営事業	//	
	三谷交流センター管理運営事業	//	
	蔵目喜ふれあいセンター管理運営事業	//	
	桜郷銅山跡農村公園管理運営事業	//	
その他	港湾管理事業	山口市	
	海岸保全施設整備事業（単独）	//	
	海岸保全施設整備事業（補助）	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業系施設については、利用者の増加や稼働率の向上を図り、とりわけ道の駅については、国が「地方創生拠点」として位置づけ、新たな役割を担うことが期待されており、本市においてもその役割を検討する必要があります。

また、レクリエーション施設・観光施設については、利用者増加や稼働率向上を図り、交流人口や滞在消費額を増加させ、地域の活性化に寄与することを目指します。

いずれも、長寿命化を図ると同時に、大規模改修や建替えが必要となった場合は、利用状況等を踏まえた検討を行います。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市では、現在、住民サービスの向上や地域間交流の促進を目指し、効果的・効率的な情報の収集・発信を可能にするため、地域内全域にケーブルテレビ網を整備し、産業や教育等あらゆる分野で活用していますが、過疎地域の一部においては、インターネットの接続環境における伝送速度について、都市部との格差が生じていることから、この解消が必要となっているほか、地域の拠点となる公共施設においては、様々な地域づくり活動のデジタル化を推進する拠点としての必要な通信環境の整備を進めていく必要があります。

また、都市部を中心に、5G等の高速・大容量、低遅延、多数同時接続等の特長を備える情報通信インフラの整備が進む中、今後は、都市部と過疎地域の通信環境格差が生じることが懸念されます。

さらに、今後、医療や介護、防災等の生活全般にわたるデジタル化が進むことが予測される中、高齢化が急速に進む過疎地域においても、デジタル化を通じた安全安心の確保や生活の質の向上を図るとともに、高齢者等のデジタルデバインド（情報格差）の解消を進めていく必要があります。

また、防災行政無線は日常の行政広報機能に加え、災害発生時に全世帯に情報を発信することで、住民の安全安心の確保に大きな貢献をしていますが、設備の老朽化への対応や、無線周波数の統合及びデジタル化が課題となっています。

(2) その対策

インターネットの高速化や情報通信基盤を利用して、行政情報や産業情報の共有や受発信を行い、住民生活の利便性の向上を図ります。

また、光ファイバの整備を始め、5G等の高速・大容量、低遅延、多数同時接続等の特長を備える情報通信インフラの整備促進等により、都市部と過疎地域の通信環境における格差の解消を図るとともに、地域の拠点となる公共施設への公衆無線LANの整備を図ります。

さらに、こうした情報通信インフラを活用し、医療・介護、防災、交通、教育、地域産業等の各分野又は分野横断的に、デジタル化を通じた地域課題の解決等に向けた取組を進めることで、スマートコミュニティの形成を図るとともに、高齢者等へのデジタル活用支援の取組を進める等、デジタル化を通じた暮らしの安全安心の確保及び生活機能の向上を図ります。

特に、防災分野においては、防災行政無線のデジタル化及び設備更新を計画的に進めることで住民の安全安心の確保及び生活機能の向上を図ります。

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
デジタル活用支援講座等の実施回数	0回	40回

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
電気通信施設等 情報化のための 施設 防災行政用無線施設 その他の情報 化のための施 設 その他	防災行政無線施設整備事業 (徳地・阿東デジタル化)	山口市	
	防災施設等維持管理事業	//	
	高度無線環境整備助成事業 (徳地・秋穂光ファイバ整備)	//	
	公衆無線LAN環境整備事業	//	
	デジタル技術を活用した地域課題解決事業	//	
過疎地域持続的 発展特別事業	デジタル化を通じた地域包括支援体制構築事業	山口市	
	地域内交通構築事業	//	
	サテライトオフィス誘致事業	//	
	リカレント教育推進事業	//	
	大学生等のインターンシップ促進事業	//	
	デジタル地域ポイント導入事業	//	
	デジタル活用支援事業	//	
	防災施設等維持管理事業	//	
	デジタル技術を活用した地域課題解決事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画の規定に基づき、施設の維持管理や長寿命化、維持管理費用の低減を図るとともに、必要に応じ、老朽施設の更新を進めます。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①国・県・市道

本市において、広域経済・交流圏の形成や、広域的な交流を支えるネットワーク機能の強化を図るため、過疎地域と他地域を結ぶ幹線道路や過疎地域を循環する道路網の整備が必要な中、過疎地域においては、これらの幹線道路と集落を結ぶ連絡道路、集落内の生活道路において未改良の区間が多く、緊急車両の通行や車両の円滑な離合が困難な箇所もあることから、地域の状況を踏まえ効果的な市道整備が必要です。

②農道・林道

過疎地域の農道は、ほ場整備等の基盤整備の推進により、生産基盤と生活基盤が一体化している集落形態から、市道と同様に地域内の重要な交通基盤にもなっています。農業を取り巻く厳しい状況下にあって、農道の整備が非常に困難となっていますが、今後、効率的な農産物の運搬を行うとともに、都市農村交流の促進に資するため、基幹的な農道整備が必要です。

また、林業振興に当たっては、外材との競争が激化する中で、効率的な作業システムを確立し、素材生産の低コスト化を図ることが急務となっており、林道及び作業道等の整備が不可欠です。現在まで、各種施策を活用し、林道及び作業道の整備を実施してきましたが、間伐等の森林施業の実施、高性能機械の導入等による生産性の向上を図る上で、広域的な林道網の整備を推進する必要があります。

③漁港関連道

漁港関連道は、漁港施設と幹線道路等を結ぶアクセス道路として整備されたもので、その大半は昭和の年代に建設されたものです。経年劣化等による損傷等により、漁獲物の輸送や漁村集落の交通への影響も見られることから、計画的な維持補修が必要です。

④移動手段の確保

本市においては、第二次山口市市民交通計画の基本理念に「～マイカーに頼り過ぎないまちづくりを目指して～ 育て支えよう！みんなの公共交通」を掲げ、市民・交通事業者・行政が適切な役割分担により持続可能な公共交通体系の構築を図ることとしており、過疎地域においても同様です。

また、公共交通を取り巻く環境は、ドア・トゥ・ドアの移動が可能なマイカーに依存した生活スタイルのため、公共交通は敬遠される傾向にあり、運転士不足も相まって運行の維持・確保が困難な状況です。こうしたことから、高齢者を含む全ての市民が安全かつ安心して外出・移動できる交通環境の整った、持続可能なまちを築くため、マイカーに頼り過ぎない交通まちづくりが必要です。

(2) その対策

①国・県・市道

広域経済・交流圏の形成や広域的な交流を支えるネットワーク機能の強化を図るため、過疎地域の幹線道路である国道、県道については、未改良区間の早期整備促進を国及び県に求めます。

また、住民の日常生活の基盤となる市道・橋りょうについては、散在する集落を結ぶ路線として安全性、利便性に配慮した整備を行うとともに、計画的な改良・舗装・維持

補修を進めます。

②農道・林道

農道は、市道と同様に地域内の重要な交通基盤にもなっており、農業経営の効率化を推進するためにも、適正な維持管理が必要なことから計画的な補修を行います。併せて、農産物の運搬の効率化を図ります。

林業経営、森林管理の根幹をなす施設である林道は、木材生産コストの大幅な低減を図る上からも、既設林道の拡張・維持管理等を含めた計画的な林道網の整備を推進します。また、計画的に作業道開設を推進することで、林業経営の省力化を図りながら魅力ある森林の造成を行い、長伐期化・複層林化を促進し、大径良質材の生産を目指すとともに、高密度路網の整備も併せて推進します。

③漁港関連道

漁港関連道は、水産物の輸送や漁村集落の生活道としての利用だけではなく、市道と同等の機能を有した道路もあるため、適切な維持管理と計画的な維持補修を行います。

④移動手段の確保

過疎地域については、既存の公共交通機関の存続を図るとともに、地域住民との検討会を開催し、住民と行政、交通事業者、その他研究機関等との協働により、過疎地域の特性を踏まえた、より効率的で利便性の高い移動手段への改善と併せて、AIやIoT等、新たな技術の活用も併せて検討し、持続可能な移動手段の確保を行います。

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
道路の整備状況について満足であると思う市民の割合	77.2%	82.2%
市内での車の移動が円滑であると思う市民の割合	75.7%	77.2%
月1回以上公共交通機関を利用する市民の割合	21.9%	28.0%
公共交通機関の利便性に満足している市民の割合	49.4%	56.2%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
市町村道 道路	大内谷大藤線 改良 L= 200m W=4.0m	山口市	
	御馬間方線 改良 L= 300m W=4.0m	//	
	川口上線 改良 L= 100m W=4.0m	//	
	国木線 改良 L= 330m W=4.0m	//	
	小古祖横野線 改良 L= 820m W=5.0m	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
市町村道 道路	下林河内谷尻線 改良 L= 120m W=4.0m	山口市	
	沖田船津線 改良 L= 700m W=4.0m	//	
	二の宮新田線 改良 L= 150m W=5.0m	//	
	矢井中央線 改良 L= 150m W=4.0m	//	
	御所野鯖線 改良 L= 300m W=4.0m	//	
	深瀬御馬線 改良 L=1,300m W=4.0m	//	
	上八坂才契線 改良 L= 500m W=4.0m	//	
	大久保大町線 改良 L= 600m W=4.0m	//	
	船路大月線 舗装 L=3,000m W=3.0m	//	
	小古祖元折線 舗装 L=1,000m W=4.0m	//	
	庄方才契線 改良 L= 900m W=4.0m	//	
	鍋倉東線 改良 L= 995m W=6.0m	//	
	東畑線 改良 L= 300m W=5.0m	//	
	篠目文珠線 舗装 L= 730m W=3.5m	//	
	山田追分線 改良 L= 600m W=3.5m	//	
	東中村線 舗装 L= 160m W=4.0m	//	
	島地平木線 改良 L= 100m W=4.0m	//	
	神原下船谷線 改良 L= 50m W=5.0m	//	
	蔵場中線 改良 L= 30m W=5.0m	//	
	徳行森永線 改良 L= 80m W=5.0m	//	
	柚木大土路線 改良 L= 60m W=5.0m	//	
	上中郷線 改良 L= 130m W=5.0m	//	
	名草懸線 改良 L= 570m W=5.0m	//	
	神角線 改良 L= 200m W=5.0m	//	
	徳佐下市線 舗装 L= 103m W=5.0m	//	
	封秀線 改良 L= 80m W=5.0m	//	
	地福市惣原線 改良 L= 100m W=5.0m	//	
	たかのす線 改良 L= 50m W=5.0m	//	
	鍛冶ケ原線 改良 L= 160m W=4.0m	//	
	東側線 改良 L= 225m W=4.0m	//	
	内浜線 舗装 L= 800m W=9.5m	//	
	内浜二号線 舗装 L= 300m W=10.0m	//	
	小浜線 改良 L= 200m W=5.0m	//	
	日地崎線 舗装 L= 1000m W=6.0m	//	
	中道線 改良 L= 1600m W=7.0m	//	
	屋戸海岸線 舗装 L= 1800m W=8.0m	//	
	天田下村線 舗装 L= 1000m W=6.0m	//	
	下村宮の旦縦貫線 舗装 L=1800m W=6.5m	//	
	浜内線 改良 L= 200m W=8.5m	//	
	旦川線 改良 L= 100m W=5.0m	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
市町村道 道路	下村上畠田線 改良 L= 200m W=5.0m	山口市	
	桜タウン1号線 舗装 L= 200m W=6.5m	//	
	桜タウン2号線 舗装 L= 150m W=6.5m	//	
	桜タウン3号線 舗装 L= 50m W=6.0m	//	
	桜タウン4号線 舗装 L= 80m W=6.0m	//	
	桜タウン5号線 舗装 L= 100m W=6.0m	//	
	桜タウン6号線 舗装 L= 50m W=5.0m	//	
	六の切線 改良 L= 200m W=6.0m	//	
	前中津線 改良 L= 200m W=6.0m	//	
	三の切線 改良 L= 100m W=6.0m	//	
	大海峠横田線 改良 L= 250m W=9.5m	//	
	黒瀉海岸線 改良 L= 800m W=9.5m	//	
	黒瀉長浜線外 改良 L= 100m W=9.5m	//	
	上半久線 舗装 L= 600m W=3.5m	//	
	釣山橋 L= 40m W= 8.5m	//	
	鍋倉橋（鍋倉東線） L=51.7m W= 6.0m	//	
	下小原橋（下原線） L=34.3m W= 4.0m	//	
	下向橋（鍛冶が原線） L= 52m W= 4.0m	//	
	日向橋（神角日向線） L=28.7m W=3.02m	//	
	上日向橋（神角日向線） L=28.4m W= 4.0m	//	
	朝早橋（下市坂田線） L= 70m W= 5.0m	//	
	南河内橋（南河内線） L=45.8m W= 3.0m	//	
	山用橋（山用線） L=28.4m W= 4.0m	//	
	山田橋（吉部野山田線） L=32.2m W= 4.0m	//	
	山田橋（封秀線） L=54.0m W= 6.8m	//	
その他	正地橋（正地線） L=28.6m W= 3.6m	//	
	矢井中央橋（矢井中央線） L=17.9m W= 4.0m	//	
	市道誘導標（スノーポール併用型）改修事業	//	
	除雪基地整備事業	//	
	道路情報管理施設整備事業	//	
自動車等 自動車	交通安全施設整備事業	//	
	阿東生活バス運行事業	山口市	
道路整備機械等	除雪自動車	山口市	
	除雪機械等管理整備	//	
その他	交通結節点整備事業	山口市	
過疎地域持続的 発展特別事業	徳地生活バス運行事業	山口市	
	阿東生活バス運行事業	//	
	コミュニティタクシー運行促進事業	//	
	グループタクシー利用促進事業	//	
	徳佐駅維持管理事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路等のインフラ施設は、市民の生活に密接に係わる施設であり保有総量の縮減は困難ですが、施設の整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、社会情勢や住民ニーズを的確に把握するとともに、人口減少、人口構造の変化や財政状況を見据え、真に必要な施設の整備を計画的に実施します。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

生活用水の確保は、地域住民が安全で快適な生活を営む上で重要です。

徳地地域は、佐波川とその支流に沿って集落が形成されており、そのほとんどが地下水を生活用水として利用しているため水道が普及していません。また、地下水による生活用水の確保が困難な一部の集落においては、飲料水供給施設を設けています。秋穂地域では水道事業、阿東地域の一部では簡易水道事業により水道水の供給を行っており、機能を維持するため計画的に施設を更新する必要があります。

②下水処理施設

生活水準の向上や生活様式の多様化に伴い、水質汚濁が懸念されており、公共用水域の水質保全、美しい自然環境の保全とともに、若者の定住促進といった地域形成の観点から、快適で衛生的な生活環境の形成を図る必要があります。

過疎地域では公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及に努めています。また、徳地地域の一部では集落排水事業、秋穂地域の一部では公共下水道事業及び集落排水事業により污水处理を行っており、機能を維持するため計画的な施設更新を行う必要があります。

③廃棄物処理施設

廃棄物の問題については、石油等天然資源の消費を抑制しつつ環境負荷がより少ない循環型社会の構築が求められています。

ごみの減量・再資源化については、ごみの排出や分別の方法を周知し、食品ロスの削減等、市民一人ひとりのごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）による資源化に対する意識の高揚を図るとともに、資源物の分別収集や24時間排出可能な資源物ステーションの拠点回収により、資源物の適正な排出機会を確保しています。

また、過疎地域においては、不法投棄による環境破壊を未然に防止するため、関係機関との連携を図り、快適な生活環境を確保する必要があります。

し尿の収集・運搬については市の許可業者が行い、処理については秋穂地域及び阿東地域は本市が行っており、徳地地域は防府市に委託しています。

④火葬場

火葬場は、人生の終焉を迎える場として、誰もが利用する必要不可欠な施設です。過疎地域においては、徳地斎場及び阿東火葬場を設置していますが、火葬及び葬儀を適切に行うためには、経年劣化等による火葬施設等の改修・更新が必要です。

⑤消防施設

地域住民の生命や財産を守るため、火災等の災害時には、より迅速な消防活動を行い、被害を最小限に食い止める体制を整えることが必要です。

徳地地域については、中央消防署徳地出張所を設置し、2台の消防ポンプ自動車と連絡車等を配備しています。秋穂地域については、南消防署秋穂出張所を設置し、水槽付消防ポンプ自動車と連絡車等を配備しています。阿東地域については、阿東消防署を設置し、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車と連絡車等を配備しています。

消防団については、徳地地域・阿東地域をそれぞれ2方面隊・5分団編成とし、徳地

地域に 16 台、阿東地域に 17 台の消防車両を配備しています。秋穂地域は 1 方面隊・2 分団編成とし、2 台の消防車両を配備しています。

広い市域における消防活動等を適切に実施するためには、地域特性に応じた消防車両の配備や適切な更新を進めていくとともに、消防団については、活動拠点施設の計画的な整備に取り組んでいく必要があります。

⑥救急

都市部と比較して救急医療機関から遠方に位置する地域が多く、救急車の運行距離が延びる傾向にあることから、車両や救急資機材の早期老朽化が見込まれます。

また、傷病者を医療機関へ収容するまでに長時間を要するため、医師による診察を速やかに開始するための対策を考慮する必要があります。

⑦防災

徳地・阿東地域では佐波川・阿武川の氾濫による洪水、秋穂地域では沿岸部における津波・高潮、また、全ての地域で急傾斜地による土砂災害等の災害リスクが想定されます。災害に対する備えの基本は自助・共助・公助ですが、公助による救助活動には限界があることから、「自らの命は自らで守る」自助の意識啓発、「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の取組を促進する必要があります。

⑧公営住宅

耐用年数を経過した住宅が増加していることから、効率的なストックの機能回復や更新が必要です。また、過疎地域における公営住宅の入居者の特徴として、中長期入居の高齢者世帯と核家族化の進行による一時期入居の若年世帯層に大別される中、誰もが暮らしやすい居住環境の整備が求められています。

(2) その対策

①水道施設

生活用水の安全性を確保するため、井戸ボーリングや浄水器設置に要する経費の支援、飲用井戸等の水質検査の実施について周知を図ります。

また、各水道事業において、安全な水道水を安定して供給するため、施設の適切な維持管理を行うとともに計画的な更新を行います。

②下水処理施設

快適で衛生的な生活環境を維持するとともに、公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を推進します。

また、各下水道事業において、安定した污水处理を継続するため、施設の適切な維持管理を行うとともに計画的な更新を行います。

③廃棄物処理施設

ごみの減量・再資源化に関する自主的な取組を促すため、3 R の取組の普及啓発を行うとともに、資源物の分別収集の実施、資源物ステーションの拠点回収を行います。

また、関係機関との連携により環境保全活動の普及啓発を行うことで、循環型社会の構築に向けた取組の推進を図ります。

④火葬場

火葬及び葬儀を適切に行うため、火葬施設等の定期的な点検及び経年劣化等による計画的な改修・更新を実施します。

⑤消防施設

火災による被害を最小限に食い止めるため、消防資機材の配備や消防車両等の計画的な更新配備を行うとともに、消防団の活動拠点施設の計画的な整備を推進します。

また、防火水槽が未整備の地域から優先的に整備する等、消防水利の充実を図ることにより、消防体制の更なる充実強化を図ります。

⑥救急

傷病者の病態を正確に判断し、適切な医療機関へ搬送するとともに、地域の実情に合わせて高規格救急自動車や救急資機材の更新配備を計画的に進めます。

また、傷病者を速やかに医師の管理下に置くため、重症事案におけるドクターヘリやドクターカーの運用を推進します。

⑦防災

防災ガイドブックや防災講座の開催による意識啓発を行うとともに、自主防災組織の結成促進及び活動支援に取り組みます。また、安全かつ安心して避難ができるよう避難所の環境整備を進めます。

⑧公営住宅

高齢者や子育て世帯等が快適に過ごすことができるバリアフリー化を推進するとともに、人口や世帯数の減少、社会・経済情勢等の変化、公営住宅に対する入居者の需要等を踏まえながら、計画的な修繕、建替えを行います。

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	72.4%	75.2%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
水道施設 簡易水道 その他	水道管路布設事業	山口市	
	飲用水対策事業	//	
下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置助成事業	山口市	
廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ収集業務委託事業	山口市	
	ごみ収集車整備事業	//	
	ごみ集積施設整備事業	//	
	阿東クリーンセンター造成工事	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
廃棄物処理施設 ごみ処理施設	資源物拠点回収施設設置事業	山口市	
	資源物拠点回収施設管理事業	//	
	阿東最終処分場管理事業	//	
廃棄物処理施設 し尿処理施設	し尿処理（委託）	山口市	
火葬場	徳地斎場施設整備事業	山口市	
	阿東火葬場施設整備事業	//	
消防施設	高規格救急車及び高度救命処置用資機材（常備）	山口市	
	水槽付消防ポンプ自動車（常備）	//	
	小型動力ポンプ付積載車（非常備）	//	
	消防ポンプ自動車（常備）	//	
	消防車庫整備事業	//	
	消防指令センター共同整備事業	//	
	防火水槽整備	//	
	除雪機	//	
公営住宅	市営住宅維持管理事業	山口市	
過疎地域持続的 発展特別事業	阿東最終処分場管理事業	山口市	
	阿東クリーンセンター管理事業	//	
	秋穂最終処分場管理事業	//	
	資源物拠点回収施設管理事業	//	
	非常備消防施設等維持管理事業	//	
	自主防災組織助成事業	//	
	水防活動業務	//	
	地域防災活動促進事業	//	
	避難者対策推進事業	//	
	防災意識啓発事業	//	
その他	草山公園整備事業	山口市	
	高岸公園整備事業	//	
	公園管理事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、施設の維持管理や長寿命化、維持管理費用の低減を図るとともに、必要に応じ、老朽施設の更新を進めます。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て環境の確保

全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行と単独世帯の増加、地域社会の連帯感や互助精神の低下による人間関係の希薄化、女性の社会進出等による共働き世帯の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育てに対する負担や不安、孤独感が高まっており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが重要な課題となっています。

また、子どもの人口が減少局面にある中、これまでの待機児童解消や子ども子育ての取組に加え、幼児教育・保育の質の向上への対応が求められています。

②高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

ア 高齢者福祉

急速な高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしやふたり暮らしの高齢者、医療・介護を必要とする高齢者等、高齢者を取り巻く環境は、多様化・複合化していますが、そうした中でも、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者一人ひとりの状態を的確に把握し、保健・医療・福祉の総合的なサービス体制整備や、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを進める必要があります。

また、高齢化が進むにつれ、地域社会における高齢者の果たす役割は、より一層重要になるため、高齢者が社会参加しやすい環境づくりを行うことも必要です。

イ 障がい者福祉

近年、障がいの重度化、障がい者の高齢化が進んでおり、障がい者のニーズも多様化していることから、地域の実情も踏まえた上で、サービス基盤の整備はもとより、相談支援体制の充実等関係機関との連携の強化が必要です。

また、障がい者が地域の中でいきいきと暮らせる環境を整備し、様々な活動に参加できるような社会づくりが重要です。

さらに、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、雇用、社会参加、保健・医療・福祉と幅広い分野での取組を総合的に進める必要があります。

ウ 地域全体の保健・福祉

診療所の減少、医師の高齢化が進んでおり、医療体制の維持・確保を図る必要があります。

生活習慣病が主な死亡原因を占め、年々増加傾向にある中、発症や重症化の予防には、市民一人ひとりがライフステージに応じて、身近な地域で健康づくりに取り組む必要があります。

市民が生涯にわたり住み慣れた地域で健康に過ごすためには、保健、医療、福祉の各機能が、より一層連携した体制を整備する必要があります。

(2) その対策

①子育て環境の確保

次代を担う児童を健やかに育成していくため、相談・指導等の子育て支援の充実を図り、子育て中の親の負担感や育児にかかる不安を和らげるとともに、地域における子育て環境を整備します。

認定こども園等の整備・充実、保育ニーズの多様化に対応した保育内容や放課後児童クラブ運営の充実を図ります。

また、子育て支援拠点施設における相談機能の充実や人材の確保に取り組みます。

②高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

ア 高齢者福祉

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が住み慣れた家庭や地域社会の中で安心して、生きがいをもって日常生活を送ることができるよう、住民や医療及び福祉関係機関、行政等が連携し、高齢者の生活を地域で支援する体制づくりを進めます。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、生活習慣病等の予防や寝たきり、認知症等の要介護状態となることを防止する介護予防対策を進めるとともに、総合的な高齢者保健福祉サービスを推進します。

さらに、高齢者が長年培ってきた能力を発揮し、生涯を通じて健やかで自立した生活を送れるよう、ボランティア活動、多世代との交流活動等の多様な社会活動への参加や高齢者の就労支援を促進するとともに、高齢者の自発的な活動に対して支援を行います。

イ 障がい者福祉

障がい者の状況やニーズを的確に把握し、行政・関係機関・地域の連携のもとに総合支援を行いながら、地域で安心して生活できる環境づくりや支援事業の充実を図るとともに、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進する地域活動支援センター運営事業の実施等、社会福祉法人等との連携による日中活動や就労の場の確保を行います。

ウ 地域全体の保健・福祉

住民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備や健康づくりを支援できる組織及び団体の育成強化、検診体制の充実を図ります。

また、保健・医療・福祉の連携強化による疾病、重症化の予防や、地域住民の支え合いの意識の向上、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
子どもを安心して生み育てられる環境が整っていると思う、子どもを持つ親の割合	50.0%	68.0%
65歳以上で仕事や余暇の時間に生きがいを持って過ごしている人の割合	65.8%	75.5%
在宅で生活している障がい者の割合	97.7%	97.9%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
児童福祉施設 保育所	市立保育園施設整備事業	山口市	
	へき地保育所管理運営業務	//	
	私立保育園整備費助成事業	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
高齢者福祉施設 老人ホーム	秋楽園施設整備事業	山口市	
市町村保健セン ター及びこども 家庭センター	徳地地域複合型拠点施設整備事業(保健センター 機能)	山口市	
	阿東地域福祉施設管理運営業務	//	
過疎地域持続的 発展特別事業	放課後児童クラブ運営事業	山口市	
	へき地保育所管理運営業務	//	
	地域子育て支援拠点事業	//	
	秋穂コミュニティセンター管理運営事業	//	
	私立保育園運営事業	//	
	私立保育園特別保育事業	//	
	養護老人ホーム措置事業	//	
	秋穂デイサービスセンター管理運営業務	//	
	阿東老人福祉センター管理運営業務	//	
	串地区老人作業所管理運営業務	//	
	阿東地域福祉施設管理運営業務	//	
	生活支援ハウス運営事業	//	
	地域活動支援センター運営事業	//	
	保健センター管理運営業務	//	
その他	放課後児童クラブ整備事業	山口市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て支援施設の更新、改修等に当たっては、安全性の確保や必要なサービス提供体制の維持、将来的な市民ニーズ等を踏まえた過疎対策を推進します。

保健・福祉施設は施設を適切に維持管理しつつ、施設の老朽化や活用状況を踏まえながら、将来的な施設のあり方について地元関係者と協議を行います。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

過疎地域には、一般診療所（へき地診療所含む。）や歯科診療所はあるものの、総合病院がなく、高度医療や耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科等の専門医療は地域外の医療機関に依存している状態です。

また、無医地区等のへき地診療は、2か所のへき地診療所及び過疎地域内の開業医による出張診療のほか、山口県立総合医療センターによる巡回診療で対応していますが、過疎地域内の開業医の高齢化が進んでおり、医師の確保が重要な課題になっています。

救急医療については、山口市休日・夜間急病診療所及び医師会等の協力により在宅当番医制による初期医療体制が確立され、二次救急医療においても市内及び防府市の主要病院がそれぞれ輪番制で対応しています。

今後は、医師会や関係機関と連携し、地域の実情を踏まえた統合的な取組を進めることで、医師の確保を始めとした医療体制の整備を図る必要があります。

(2) その対策

医療に対するニーズは高度化・多様化しており、今後も増加していくものと予想されます。こうした中、関係機関と連携し、保健医療の質的向上や医療資源の効率的な活用を図ることで、住民が適切な医療サービスを受けられる医療体制の確保につなげます。

住民の医療を確保するため、受診環境の整備を図るとともに、かかりつけ医制度の推進を図ります。

無医地区化の懸念がある徳地地域については、徳地地域複合型拠点施設内に山口市徳地診療所を整備し、医療体制の確保及び持続的な運営を図るとともに、拠点施設内の関係機関と連携することで保健・医療・福祉を総合的に展開できる拠点施設として、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

高度医療や耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科等の専門医療は、防府市、周南市等を含めた広域的な医療機関により対応します。

救急医療については、山口市休日・夜間急病診療所及び近郊の休日診療所や在宅当番医制、病院群輪番制により救急医療体制の確保を図ります。

遠隔診療やクラウド型電子カルテの導入等、情報通信技術（ICT）を活用し、過疎地域における医療水準の向上や診療を支援する体制の充実を図ります

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
医療体制が充実していると思う市民の割合	76.4%	83.0%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
診療施設 診療所	徳地診療所整備事業	山口市	
	徳地地域診療所管理運営事業	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的 発展特別事業	通院バス運行事業	山口市	
	徳地地域診療所管理運営事業	//	
	人工透析患者通院費助成事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域における診療機能、生活機能のあり方及び今後の方向性について、地域住民を始め関係者とともに検討を進めるほか、近接する施設との複合化等、機能を維持しつつ施設規模の効率化について検討します。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

学校教育は、人間形成の基礎を培い、豊かな個性と社会性の発達を助長する等、人間の生涯に大きな影響を与えるものです。少子高齢化、核家族化を始め、グローバル化、Society5.0 といわれる超スマート社会の到来、A I の急速な進化等の技術革新、価値観の多様化等社会環境が変化する中、子ども達がこれからの未来を生きるための力を身に付けていくために多様な教育を展開する必要があります。

学校施設については、過疎化や出生率の低下に伴う児童・生徒数の減少が、今後も継続するものと予想されることから、児童・生徒数の推移を見極めながら、老朽校舎の改修等学校施設の整備を効率的に行う必要があります。

②生涯学習

社会環境が変化し、人生 100 年時代の到来が予測される中において、生涯を通じて新しい知識や技術の習得が求められるとともに、多様な価値観や生き方が尊重される現代社会において、心の豊かさや生きがいのための学習ニーズも増大しています。

過疎地域においては、地域交流センター等において様々な生涯学習活動の展開や各種情報の提供を行っていますが、専門化、多様化する学習ニーズへの対応に加えて、より住民のニーズに寄り添った学習機会が提供できるよう、今後も取り組んでいく必要があります。

ア 集会施設

集会施設については、コミュニティエリアの見直しに合わせて検討する必要があります。

イ スポーツ施設

スポーツ施設については、建設後 30 年以上経過した施設も多く、老朽化等により施設が抱える課題も増加しており、施設の保有総量の適正化を検討する必要があります。

また、スポーツを「する」「みる」人の減少とともに、指導者や競技団体構成員等の「ささえる」人の高齢化等、スポーツを取り巻く環境変化に対応する必要があります。

ウ 図書館

図書館については、サービス対象地域が広大であり、図書館までの距離が遠い住民が多いことや住民自身の移動が困難となっていることから、活用が難しい住民も多くなっています。こうした点を補うため移動図書館も運行していますが、地域のニーズに沿ったきめ細やかなサービスの提供が必要です。

エ 社会教育施設

社会教育施設については、いずれも建設から 20 年以上が経過しており、耐久度調査の結果に基づき、施設や各設備機器を更新することにより、安全性の確保や機能性の向上を図っていく必要があります。

(2) その対策

①学校教育

次代を担う人材を育成するため、情報化・国際化等の新しい時代に対応した教育を推進するとともに、一人ひとりの個性や特性を重視し、「知・徳・体」の 3 つの力と、こ

の3つの力を発揮するためのコミュニケーション能力を加えた4つの力をバランスよく身に付けさせるとともに、「協働によるまちづくり」の視点を取り入れ、学校、家庭、地域等、様々な地域の教育力を結集して学校教育を進めます。

学校の適正規模や適正配置について検討を行い、意欲と活力ある学校づくりを進めます。

学校教育関連施設の整備については、山口市立学校適正規模適正配置基本方針に基づき、地域の実情や要望等を踏まえながら、児童・生徒の安全及び快適な教育環境を維持できる施設整備を推進するとともに、教育活動全般にわたる活性化や特色ある学校づくりに向け、施設整備及び教育機器等の充実を図ります。

また、学校の統廃合によって通学距離が遠くなった児童・生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバスの運行等による通学支援を行います。

さらに、交流学习や過疎地域内小学校の合同での集団宿泊活動を実施し、集団意識の醸成を図るとともに、小規模校単独では実施できない授業や講演会の受講等に通信ネットワークの積極的な利用を図ります。

②生涯学習

住民の誰もが自由に学ぶことのできる環境づくりの推進と、高度化・多様化したライフスタイルに対応した魅力ある学習機会の提供を行うとともに、既存施設相互のネットワーク化を図り、効果的な活用を推進します。

また、住民のニーズに沿った各種講座、学級等を計画し、身近な生涯学習の場としてより一層の利用促進を図るとともに、通信ネットワークを利用した生涯学習情報を提供します。

さらに、インターネット等を利用した広域的な学習圏の構築を始め、組織活動の推進につながるリーダー的人材を育成し、住民自らが立案・参加でき、お互い学びあえる学習機会を充実させます。

ア 集会施設

地域のコミュニティ活動の中心となる集会施設については、適正な管理を行うとともに、集会所機能の整備・充実を図ります。

また、コミュニティエリアの見直しに当たり、既存施設の維持管理等について検討し、有効な活用を図ります。

イ スポーツ施設

総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援を行うとともに、スポーツ協会及びスポーツ少年団等の強化、地域に密着したスポーツ指導者の確保・育成を行い、生涯スポーツの推進を図ります。

また、世代を越えた人々がふれあうことのできる、多目的な用途に配慮したスポーツ環境を整備し、スポーツを通じた交流を促進します。

ウ 図書館

地域の文化を支える「知」の拠点として、また、市立図書館サービス計画の地域館として、適正規模の図書館を整備するとともに、地域の地理的状況や高齢化等を考慮し、移動図書館の巡回運行による図書館サービスを展開します。

エ 社会教育施設

社会教育施設の安全性の強化と長寿命化を図るとともに施設のバリアフリー化や設備機器の更新等、施設機能を充実することにより、施設の機能強化及び利用者の利便性向上を図ります。

また、こうした取組に伴う地域住民の利用の増加により、地域の交流人口の拡大や新たな賑わいの創出につながります。

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
学校生活を楽しんでいる児童の割合	89.4%	91.6%
学校生活を楽しんでいる生徒の割合	89.2%	91.6%
地域において子どもが健全に育成されていると感じている市民の割合	42.3%	43.8%
生涯学習に取り組んでいる市民の割合	28.1%	28.8%
学びによって充実した毎日を送っていると思う市民の割合	80.2%	83.8%
スポーツ活動に親しむ市民の割合	34.0%	59.0%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
学校教育関連施設 校舎 屋外運動場 水泳プール 教職員住宅 給食施設 スクールバス・ポート	小学校施設管理事業	山口市	
	小学校施設増改築事業	//	
	小学校施設長寿命化事業	//	
	中学校施設管理事業	//	
	中学校施設長寿命化事業	//	
	小学校施設安心安全推進事業	//	
	中学校施設安心安全推進事業	//	
	小学校グラウンド芝生化事業	//	
	プール改修事業	//	
	学校教員住宅管理事業	//	
	学校給食施設管理事業	//	
	遠距離通学対策事業	//	
集会施設、体育施設等 集会施設	徳地地域複合型拠点施設整備事業	山口市	
	秋穂地域交流センター改修事業	//	
	徳地地域交流センター八坂分館改修事業	//	
	阿東地域交流センター篠生分館建設事業	//	
	阿東地域交流センター地福分館改修事業	//	
	阿東地域交流センター生雲分館改修事業	//	
	阿東地域交流センター嘉年分館改修事業	//	
	地域交流センター機能強化事業	//	
	地域交流センター管理運営事業	//	
	島地温泉ふれあいセンター施設改修事業	//	
	基幹集落センター施設改修事業	//	

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集会施設、体育施設等 集会施設	引谷生活改善センター解体事業	山口市	
集会施設、体育施設等 体育施設	やまぐちサッカー交流広場整備事業	山口市	
図書館	移動図書館管理運営事業	//	
	秋穂図書館改修事業	//	
その他	徳地文化ホール整備事業	//	
	徳地文化ホール管理運営事業	//	
	大海総合センター整備事業	//	
過疎地域持続的 発展特別事業	学校図書館整備推進事業（図書資料）	山口市	
	遠距離通学対策事業	//	
	学校給食配送事業	//	
	A E D（自動体外式除細動器）管理事業	//	
	I C T教育推進事業（パソコン）	//	
	図書館管理運営事業	//	
	図書館資料整備事業	//	
	地域交流センター管理運営事業	//	
	集会所管理運営事業	//	
	高齢者女性等活動促進センター管理運営事業	//	
	柚野地域活性化センター管理運営事業	//	
	島地温泉ふれあいセンター管理運営事業	//	
	三谷ふれあいセンター管理運営事業	//	
	阿東山村広場管理運営業務	//	
	自然休養村管理センター管理運営事業	//	
	基幹集落センター管理運営事業	//	
	徳地体育館管理運営事業	//	
	嘉年体育館管理運営事業	//	
	篠目体育館管理運営事業	//	
	亀山体育館管理運営事業	//	
	やまぐちサッカー交流広場管理運営事業	//	
	長者ヶ原運動公園管理事業	//	
	大海総合センター管理運営事業	//	
	阿東運動広場管理運営事業	//	
	徳地文化ホール管理運営事業	//	
	ヨット艇庫管理事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

小・中学校施設は、施設ごとの長寿命化を図り、「山口市立学校適正規模適正配置基本方針」等を踏まえ、保護者や地域に配慮しながら事業を実施します。

社会教育施設等は、老朽度、利用状況、地理状況等を勘案しながら、集約化により施設総量の縮減を図る方針に沿って、慎重に事業を選択・実施します。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎地域は、地形的な条件から小規模の集落が散在しています。

人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、地域活力の低下や集落の共同作業の継続が難しくなる等、集落を取り巻く環境は厳しい状況にあり、既存の集落単位の取組だけでは地域を維持することが困難な状況にあります。

このような状況下においても、活力ある地域社会を構築していくため、住民同士の互助・共助による地域コミュニティの維持を図りながら、広域的な範囲で日常生活を支え合う集落内外のネットワーク化を進めるとともに、集落の実情を詳細に把握した上で、各集落の特性に応じた、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができる地域づくりが必要です。

(2) その対策

地域交流センターや分館のエリアに一定の生活関連機能を維持・集積し、集落内外のネットワーク化を図ることで、日常生活に必要な機能を複合的に組み合わせ、居住地域の暮らしを守る取組を進めるとともに、地域コミュニティ組織やNPO法人等の多様な主体が地域を支えあう体制づくりを進めます。

また、地域住民自らが、相互の話し合い等を通じて、自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定めた地域の将来計画の策定等、自立に向けた地域課題解決のための持続的な取組を支援します。

地域の取組に当たっては、地域全体で将来像を共有し、地域の課題解決に向けて、地域内外の様々な主体が参加、協議し、役割分担しながら、地域の持つ資源を有効活用して、地域を動かし、持続的に地域の暮らしを支えていく、地域経営型の地域づくりを目指します。

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
住んでいる地域での良さや課題が地域住民の間で共有されていると思う市民の割合	44.1%	48.4%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的 発展特別事業	地域の個性を生かす交付金事業	山口市	
	持続可能な日常生活圏調査事業	//	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当の公共施設はありません。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

余暇時間の増大や生活水準の向上等を背景に、人々の価値観、文化活動に対する住民の要望は多様化しています。地域の文化活動は、人々に心の豊かさを与える大きな役割を果たしており、地域の暮らしの中に定着させていく必要があります。

一方で、歴史や伝統を育み、豊かな文化を培ってきた土壌に個性と魅力ある新たな地域文化を創造するとともに、地域の文化資源を活用し、住民が文化にふれあい親しむ環境づくりを進め、住民の文化活動への意識の高揚を図る必要があります。また、地域の文化や歴史は、教育面や集客といった観光面での役割を果たしているとともに、人々が快適に生活する上での環境の一部であり、保存し、後世に継承する必要があります。

過疎地域には多くの有形、無形文化財が存在しており、特に、徳地地域の岸見の石風呂や秋穂地域の正八幡宮、阿東地域の常德寺庭園・地福のトイトイ等は国の指定を受けています。これら文化財を適正に保存・継承する必要がありますが、人口減少等により次世代に継承していくことが困難になっている地域があり、文化財の防災や防犯対策も含め、継承のための施策や人材育成が必要です。

(2) その対策

優れた地域文化にふれあう機会や気軽に参加できる身近な文化活動の充実、文化を担う人材や団体の育成、地域内外との交流、自然景観等の保全や指定文化財、古くから伝わる伝統芸能、祭り、年中行事等の生活・伝統文化の保存・継承とその活用を図るとともに、新たな文化資源の発掘を行います。

また、地域文化活動を活性化するため、文化・芸術鑑賞の機会を提供し、文化振興の拠点となる施設機能の充実、利用促進を図ります。

さらには、過疎地域の文化資源を地域内外に紹介する交流事業を開催するとともに、指定文化財の適切な保存修理を実施し、天然記念物については環境の保全に配慮した保護対策を行います。

これらの取組を着実に推進するため、歴史文化資源の磨き上げや地域、民間活力と連携した交流・滞在・学びの場の創出に資するため、歴史文化資源の調査、整備や価値の共有のための情報発信を行います。

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 7 年度)
文化・芸術・歴史に触れる機会（訪れる・鑑賞する・活動する・体験する）が恵まれていると思う市民の割合	67.8%	69.1%
山口市の文化・芸術・歴史に誇りや愛着を持っている市民の割合	64.4%	69.0%

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興 等 地域文化振興 施設	歴史文化資源保存活用推進事業	山口市	
	文化財施設保存事業（岸見の石風呂）	//	
	指定文化財保存助成事業	//	
	未指定文化財調査事業	//	
	指定文化財維持管理事業	//	
	徳地文化伝承館管理運営事業	//	
過疎地域持続的 発展特別事業	徳地文化伝承館管理運営事業	山口市	
	秋穂歴史民俗資料館管理運営事業	//	
	イベント・まつり支援事業	山口市 関係団体	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

施設の適切な維持管理、長寿命化を図るとともに利用促進を図る方針に沿って必要な事業を実施します。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

過疎地域の豊かな地域資源である自然環境や特性を生かし、太陽光を始め、太陽熱、風力、小水力、バイオマス等による再生可能エネルギーの導入を積極的に進めることで、地域内に必要なエネルギーを地域内で生み出すとともに、地域内におけるエネルギーの効率的利用を促進し、環境に配慮した災害に強い自立分散型・地産地消型のエネルギーシステムの構築を図ることのできる可能性があります。

また、電気自動車等の次世代自動車や、蓄電池等の技術の進展に応じた利用設備等、新たな産業創出や事業展開につながる可能性を持つ取組に対して、積極的に関連設備の導入を進めることで、山口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標を目指します。

(2) その対策

市民、事業者、高等教育機関、NPO等民間団体等の多様な主体との連携のもと、過疎地域の有する地域資源である森林や水路等の自然環境を有効に活用した再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域内に存在する再生可能エネルギーを利用した「エネルギーの地域内好循環」を目指した整備及び仕組みづくりを進めます。

また、市民や事業者への再生可能エネルギー等の普及啓発を行い設備導入の促進を図るとともに、市公共施設及び市有地に再生可能エネルギー等利用設備を積極的に導入します。

【対策の目標】

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
市公共施設における再生可能エネルギー等利用設備導入件数	94 件	123 件

(3) 計画

事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
過疎地域持続的 発展特別事業	地域脱炭素推進事業	山口市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当の公共施設はありません。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	過疎地域持 続的発展特 別事業	空き家利活用事業	山口市	
		やまぐち定住実現プロモーション事業	//	
		ＵＪＩターン就労支援事業	//	
		空き家活用地域活性化事業	//	
		関係人口創出促進事業	//	
		農山村ビジネス創出支援事業	//	
		農山村にぎわい創出事業	//	
		地域資源活用事業	//	
		外部人材活用事業	//	
2 産業の 振興	過疎地域持 続的発展特 別事業	中山間地域等直接支払交付金事業	山口市	
		多面的機能支払交付金事業	//	
		新規就農者支援事業	//	
		新規就農者技術習得施設管理運営事業	//	
		みどりの食料システム戦略推進事業	//	
		都市農村交流推進事業	//	
		地域特産物流通支援事業	//	
		中山間地域野菜増産モデル事業	//	
		畜産農家支援事業	//	
		柚野農産加工販売所管理運営事業	//	
		阿東ふるさと交流促進センター管理運営事業	//	
		有害鳥獣対策関係事業	//	
		有害鳥獣捕獲促進事業	//	
		特用林産物関係事業	//	
		森林セラピー推進事業	//	
		水産業振興・海洋資源活用事業	//	
		新規漁業就業者支援事業	//	
		魚食普及推進事業	//	
		高齢者若者活性化センター管理運営事業	//	
		観光資源活用誘客事業	//	
		重源の郷管理運営事業	//	
		大原湖キャンプ場管理運営事業	//	
		国民宿舎管理運営事業	//	
		道の駅あいお管理運営事業	//	
		道の駅長門峡管理運営事業	//	
		願成就温泉センター管理運営事業	//	
		十種ヶ峰ウッドパーク管理運営事業	//	
		徳地山村開発センター管理運営事業	//	
		徳地山村広場管理運営事業	//	
		三谷交流センター管理運営事業	//	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	過疎地域持 続的発展特 別事業	蔵目喜ふれあいセンター管理運営事業	山口市	
		桜郷銅山跡農村公園管理運営事業	//	
3 地域に おける情 報化	過疎地域持 続的発展特 別事業	デジタル化を通じた地域包括支援体制構築 事業	山口市	
		地域内交通構築事業	//	
		サテライトオフィス誘致事業	//	
		リカレント教育推進事業	//	
		大学生等のインターンシップ促進事業	//	
		デジタル地域ポイント導入事業	//	
		デジタル活用支援事業	//	
		防災施設等維持管理事業	//	
		デジタル技術を活用した地域課題解決事業	//	
4 交通施 設 の 整 備、交通 手段の確 保	過疎地域持 続的発展特 別事業	徳地生活バス運行事業	山口市	
		阿東生活バス運行事業	//	
		コミュニティタクシー運行促進事業	//	
		グループタクシー利用促進事業	//	
		徳佐駅維持管理事業	//	
5 生活環 境の整備	過疎地域持 続的発展特 別事業	阿東最終処分場管理事業	山口市	
		阿東クリーンセンター管理事業	//	
		秋穂最終処分場管理事業	//	
		資源物拠点回収施設管理事業	//	
		非常備消防施設等維持管理事業	//	
		自主防災組織助成事業	//	
		水防活動業務	//	
		地域防災活動促進事業	//	
		避難者対策推進事業	//	
6 子育て 環境の確 保、高齢 者等の保 健及び福 祉の向上 及び増進	過疎地域持 続的発展特 別事業	放課後児童クラブ運営事業	山口市	
		へき地保育所管理運営業務	//	
		地域子育て支援拠点事業	//	
		秋穂コミュニティセンター管理運営事業	//	
		私立保育園運営事業	//	
		私立保育園特別保育事業	//	
		養護老人ホーム措置事業	//	
		秋穂デイサービスセンター管理運営業務	//	
		阿東老人福祉センター管理運営業務	//	
		串地区老人作業所管理運営業務	//	
		阿東地域福祉施設管理運営業務	//	
		生活支援ハウス運営事業	//	
		地域活動支援センター運営事業	//	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業	保健センター管理運営業務	山口市	
7 医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業	通院バス運行事業	山口市	
		徳地地域診療所管理運営事業	//	
		人工透析患者通院費助成事業	//	
8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業	学校図書館整備推進事業（図書資料）	山口市	
		遠距離通学対策事業	//	
		学校給食配送事業	//	
		AED（自動体外式除細動器）管理事業	//	
		ICT教育推進事業（パソコン）	//	
		図書館管理運営事業	//	
		図書館資料整備事業	//	
		地域交流センター管理運営事業	//	
		集会所管理運営事業	//	
		高齢者女性等活動促進センター管理運営事業	//	
		柚野地域活性化センター管理運営事業	//	
		島地温泉ふれあいセンター管理運営事業	//	
		三谷ふれあいセンター管理運営事業	//	
		阿東山村広場管理運営業務	//	
		自然休養村管理センター管理運営事業	//	
		基幹集落センター管理運営事業	//	
		徳地体育館管理運営事業	//	
		嘉年体育館管理運営事業	//	
		篠目体育館管理運営事業	//	
		亀山体育館管理運営事業	//	
		やまぐちサッカー交流広場管理運営事業	//	
		長者ヶ原運動公園管理事業	//	
		大海総合センター管理運営事業	//	
		阿東運動広場管理運営事業	//	
		徳地文化ホール管理運営事業	//	
		ヨット艇庫管理事業	//	
9 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業	地域の個性を生かす交付金事業	山口市	
		持続可能な日常生活圏調査事業	//	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文 化の振興 等	過疎地域持 続的発展特 別事業	徳地文化伝承館管理運営事業	山口市	
		秋穂歴史民俗資料館管理運営事業	//	
		イベント・まつり支援事業	山口市 関係団体	
11 再生可 能エネル ギーの利 用の推進	過疎地域持 続的発展特 別事業	地域脱炭素推進事業	山口市	